

大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和8（2026）年1月時点

千葉県大多喜町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	5
1 計画策定の背景.....	5
2 計画の位置付け.....	6
3 計画の対象区域.....	7
4 計画の対象とする廃棄物.....	7
5 用語の定義.....	8
6 計画目標年度.....	8
第2章 本町の地域概況	9
1 位置、地勢、気候.....	9
2 人口動態・分布、世帯の推移.....	11
3 産業の動向、産業別就業人口の推移.....	14
4 土地利用.....	17
5 将来人口.....	18
第3章 ごみ処理の現況	19
1 本町のごみ処理の現況.....	19
2 ごみ処理行政の動向.....	42
第4章 ごみ処理の課題	50
第5章 ごみ処理基本計画	52
1 基本理念及び基本方針.....	52
2 目標年次.....	52
3 ごみの発生量及び処理量の見込み（現状のまま推移した場合）	53
4 ごみ減量化・資源化目標.....	62
5 ごみ処理基本計画.....	68
6 目標達成時の各量の見込み.....	75
第6章 計画の進行管理及び見直し	80
1 計画の進行管理.....	80
2 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認.....	80
3 計画の見直し.....	80
資料編	
1 施策の取組状況.....	資-1
2 ごみ排出量の将来予測.....	資-2

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

大多喜町（以下「本町」という。）では、平成 22（2010）年 9 月に令和 7（2025）年度までを計画期間とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会を形成するため、減量化・資源化事業に取り組んでいます。

前計画では、焼却処理を委託しているいすみ市の焼却施設の老朽化に伴い、夷隅郡広域市町村圏事務組合（いすみ市、勝浦市、御宿町、本町）（以下「夷隅郡市」という。）において施設整備を計画していましたが、令和 2（2020）年 1 月の正副管理者会議において中止の結論となり、以降各市町において検討を進めてきた中、令和 5（2023）年 5 月に新施設の整備を検討していた市原市への広域処理を申し入れました。

国や千葉県では、中小市町村による小規模焼却施設の単独処理における非効率化が懸念されること等から広域化・集約化を推進しており、市原市において検討した結果、夷隅郡市 2 市 2 町との広域処理による事業を進めることとし、市原市により令和 7（2025）年 5 月に「新焼却施設整備基本計画」が策定されました。新焼却施設の稼働は、令和 14（2032）年度で計画されています。

このような状況を受け、大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、廃棄物をめぐる社会・経済情勢、地域における一般廃棄物処理の動向、さらに、ごみ焼却処理の広域化の状況などを踏まえるとともに、大多喜町第 4 次総合計画（令和 8（2026）年 3 月策定）等の上位計画と整合を図りつつ、本町において一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方針を定めるため策定するものです。

2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画は、本町が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみの処理の推進を図るための基本方針を示すもので、本町の廃棄物処理行政における最上位計画と位置付けられています。本計画は、各種法律や国及び県の関連計画等を踏まえるとともに、本町の関連計画等との整合を図るものとします(図 1-1)。

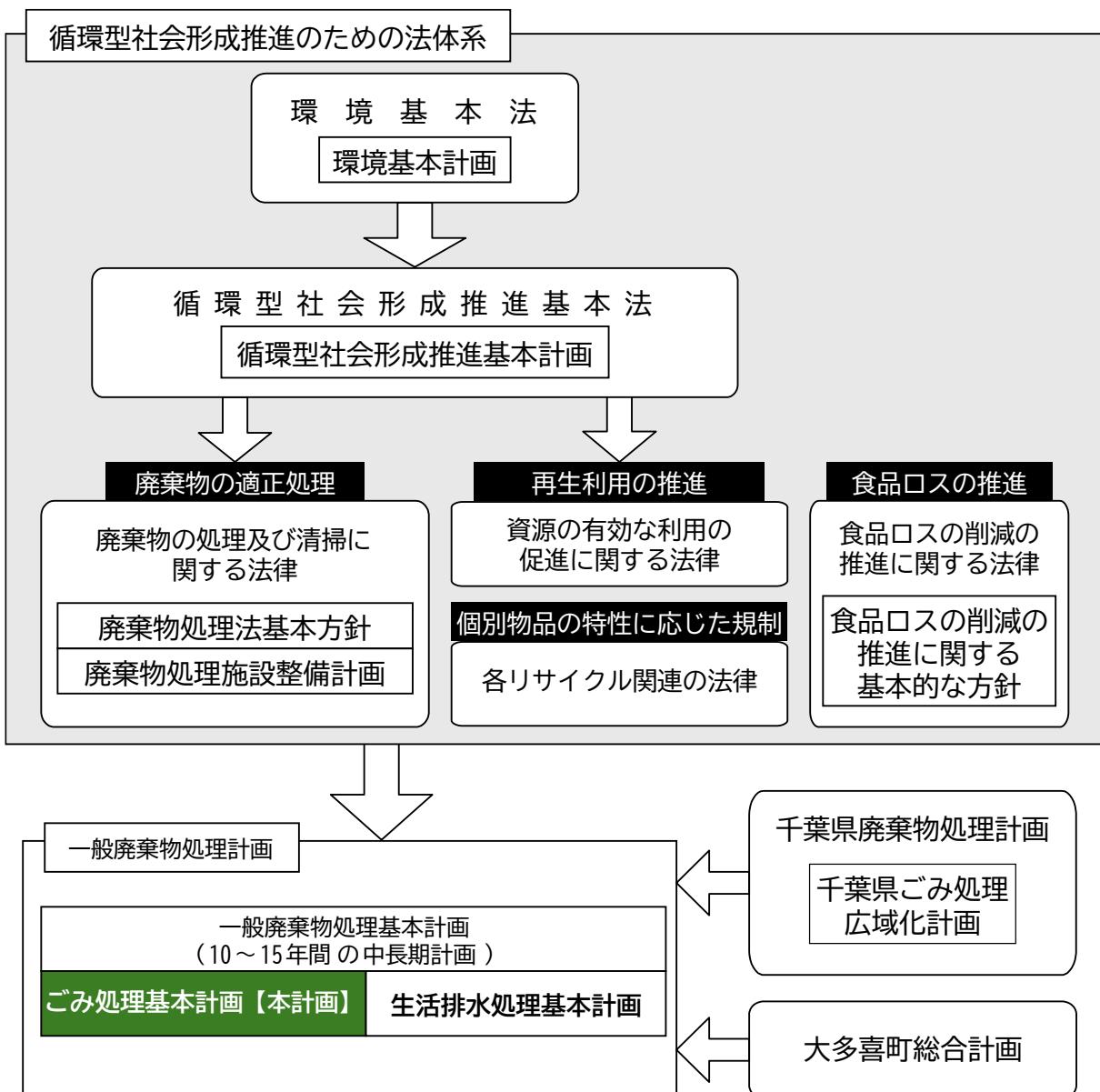


図 1-1 本計画の位置付け

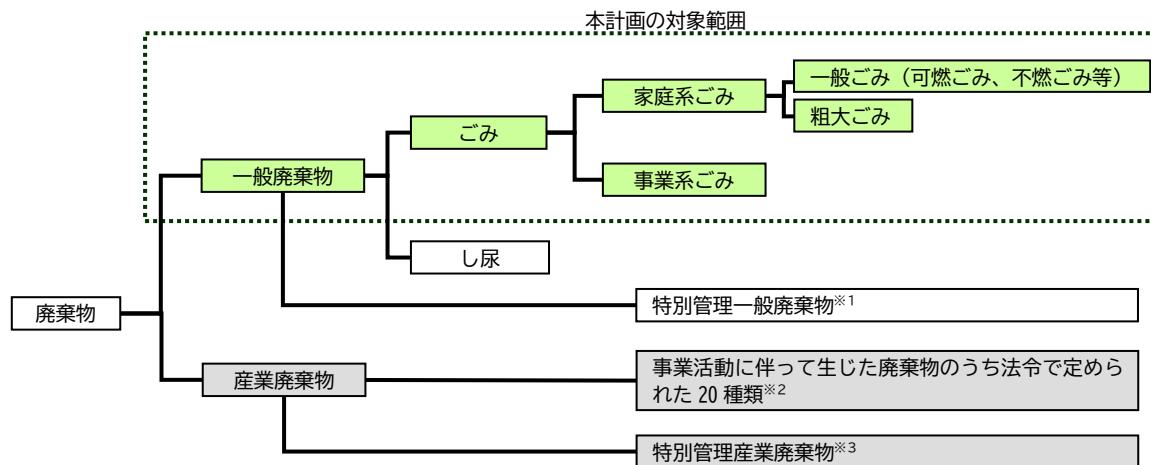
3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本町全域とします。

4 計画の対象とする廃棄物

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもと、輸入された廃棄物のことをいいます。

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」です。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（P C B 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉛さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

図 1-2 対象とする廃棄物

5 用語の定義

本計画では、国の「循環型社会形成推進計画」及び「廃棄物処理基本方針」、「千葉県廃棄物処理計画」、ならびに本町のごみ分別区分に基づき、図 1-3 のとおり用語を定義します。

一般廃棄物は、家庭など人の生活に伴って発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の2つに分けられます。「家庭系ごみ」は、「生活系ごみ」から収集区分上の「資源ごみ」を除いたものです。

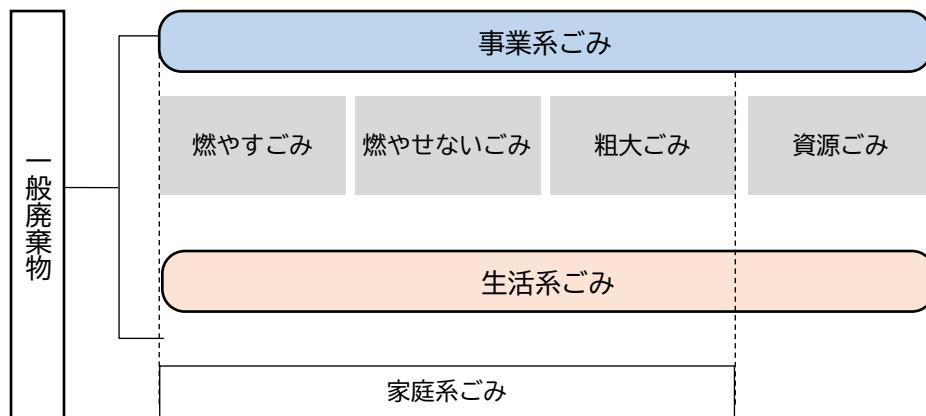


図 1-3 用語の定義

6 計画目標年度

本計画の計画目標年度を図 1-4 に示します。

本計画は、令和 8（2026）年度を初年度とし、15 年後の令和 22（2040）年度までを計画期間とします。計画期間中において、市原市の新焼却施設が令和 14 年度（2032）年度の供用開始を目指しており、施設の稼働開始に合わせて、広域処理を開始する予定としています。そのため、令和 14（2032）年度を本計画の中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価及び見直しを行うものとします。

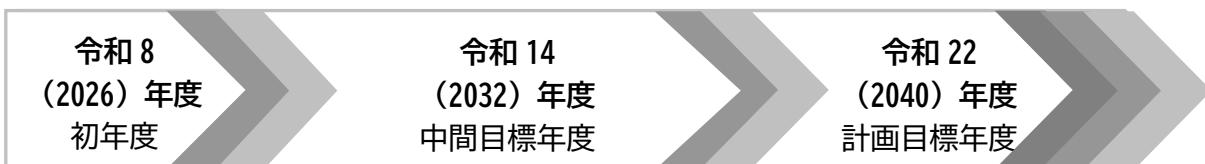


図 1-4 計画目標年度

第2章 本町の地域概況

1 位置、地勢、氣候

(1) 位 置

本町は、東京の南東約 60km の房総半島山間部にあり、町の北側には長南町、睦沢町が、南側には勝浦市、鴨川市が、東側にはいすみ市が、西側には市原市、君津市が位置しています。（図 2-1）



図 2-1 位置図

(2) 地勢、地質

本町は房総半島の東南部に位置し、町の南西部は標高 200m～300mの房総丘陵がつらなり、ここを水源とする夷隅川は、はじめ北流していますが、町の中心部で大きく蛇行しながら東に流路を変えいすみ市を経て太平洋にそいでいます。夷隅川流域には、流水の働きや地殻変動によってできた色々の地形が発達しています。面積は 129.87km²で、南北に約 19km、東西に約 12km あります。

この地域の地質は、新生代第4紀上総層群の黄和田層・大田代層・梅ヶ瀬層・国本層が分布しています。

(3) 気候

本町は房総半島の東南部に位置し、温暖な安房地域と冬は晴天が続き乾燥した北西風が吹く北部の下総地域の中間的な気候区に属し、房総丘陵に位置していることから、やや内陸的気候を呈しています。

気象庁の測定による過去 10 年間（平成 28（2016）年～令和 7（2025）年）の気象概況は、表 2-1 に示すとおりで、平均年間気温は 16.8°C（最高気温 34.5°C、最低気温 -2.5°C）、平均年間降水量は 2,372.6 mm、最多風向は南南西風、平均風速は 3.7m/s となっています。

表 2-1 過去 10 年間の気象概況

年	気温 (°C)			平均湿度 (%)	合計	日最大	最多風向	風速 (m/s)
	平均	最高	最低					
H27	16.3	32.3	-1.1	77	2,442.5	130.5	南	3.6
H28	16.8	32.4	-1.4	77	2,363.0	120.5	南	3.6
H29	16.1	34.2	-1.9	74	2,317.0	231.5	南南西	3.7
H30	16.9	32.7	-2.5	77	2,077.0	94.0	南南西	3.8
R1	16.7	32.0	0.4	76	2,870.0	276.0	南	3.6
R2	16.7	33.6	-0.8	78	2,202.5	105.5	南南西	3.6
R3	16.9	31.6	-1.7	75	2,842.5	210.0	南南西	3.6
R4	16.3	32.1	-2.1	77	2,220.0	113.5	南南西	3.7
R5	17.6	34.5	-2.2	77	1,883.0	350.0	南南西	3.6
R6	17.6	34.2	-0.9	75	2,508.0	170.5	南	3.7
平均	16.8	33.0	-1.4	76.3	2,372.6	180.2		3.7

注) 降水量は大多喜アメダス、それ以外は勝浦測候所

資料：気象庁気象統計情報

2 人口動態・分布、世帯の推移

(1) 人口及び世帯数

過去 10 年間（平成 27（2015）年～令和 6（2024）年：10 月 1 日時点）の人口及び世帯数の推移は、表 2-2 及び図 2-2 に示すとおりです。

人口は漸減傾向にあり、年間 2%程度の減少がみられ、令和 6（2024）年では 8,034 人となっています。また、世帯数もやや減少傾向にあり、10 年間で 97 戸減少し、令和 6（2024）年では 3,774 戸となっています。1 世帯当たり人員も、10 年間で 2.52 人から 2.13 人に減少しました。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

年次	人口(人)			世帯数	世帯人員 (人/世帯)	増加人員 (人)	増加率 (%)
	総数	男	女				
H27	9,752	4,769	4,983	3,871	2.52	—	—
H28	9,536	4,651	4,885	3,820	2.50	-216	-2.2
H29	9,362	4,580	4,782	3,808	2.46	-174	-1.8
H30	9,165	4,469	4,696	3,804	2.41	-197	-2.1
R1	9,010	4,393	4,617	3,817	2.36	-155	-1.7
R2	8,814	4,338	4,476	3,832	2.30	-196	-2.2
R3	8,623	4,232	4,391	3,804	2.27	-191	-2.2
R4	8,421	4,138	4,283	3,797	2.22	-202	-2.3
R5	8,235	4,056	4,179	3,803	2.17	-186	-2.2
R6	8,034	3,965	4,069	3,774	2.13	-201	-2.4

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

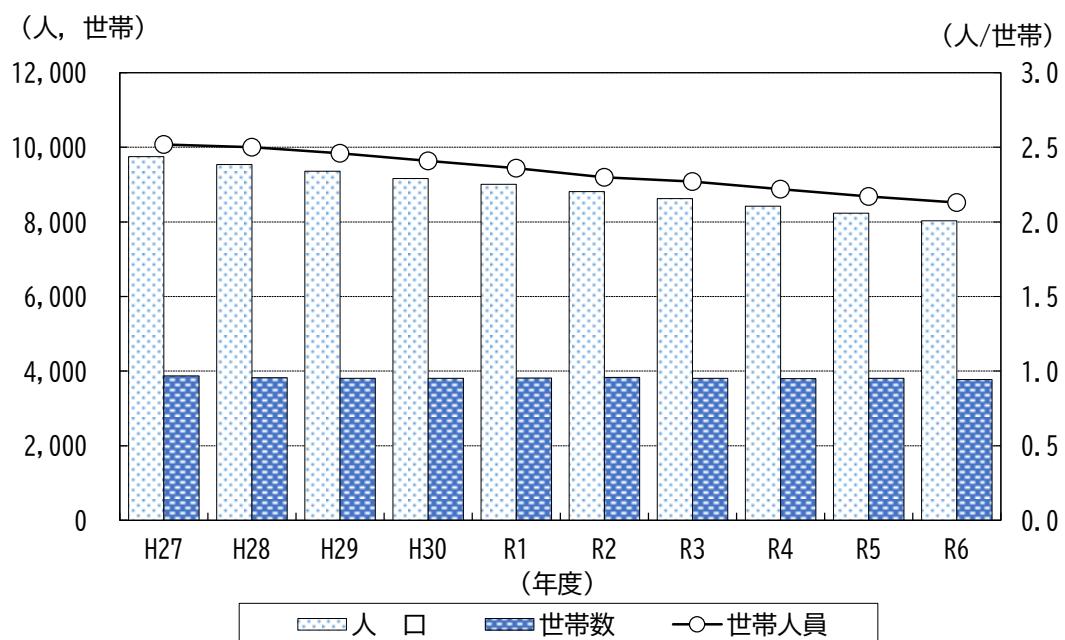


図 2-2 人口及び世帯数の推移

(2) 年齢別人口

令和6（2024）年9月30日時点における年齢別人口構成は、表 2-3 及び図 2-3、年齢別人口構成割合の推移は、図 2-4 に示すとおりです。

令和6（2024）年9月30日時点における年齢別人口構成は、男女とも、70～74歳が最も多く、0歳～9歳及び25歳～34歳が少ない傾向にあります。

年齢別人口構成割合の推移は、0～14歳（年少人口）及び15歳～64歳（従属人口）は減少傾向、65歳～（老人人口）は増加傾向にあり、令和6（2024）年では、老人人口が44.5%、従属人口が47.2%、年少人口が8.3%となっています。

表 2-3 年齢別人口構成

[令和6（2024）年9月30日時点、単位：人]

年 齢	人 口	男	女
0～ 4歳	120	64	56
5～ 9歳	216	104	112
10～14歳	330	154	176
15～19歳	313	164	149
20～24歳	246	135	111
25～29歳	213	117	96
30～34歳	221	129	92
35～39歳	283	159	124
40～44歳	424	212	212
45～49歳	449	243	206
50～54歳	510	273	237
55～59歳	545	263	282
60～64歳	589	301	288
65～69歳	733	376	357
70～74歳	838	419	419
75～79歳	744	399	345
80～84歳	527	235	292
85～89歳	372	114	258
90～94歳	234	81	153
95～99歳	111	20	91
100歳以上	16	3	13
総 数	8,034	3,965	4,069

[資料：住民基本台帳]

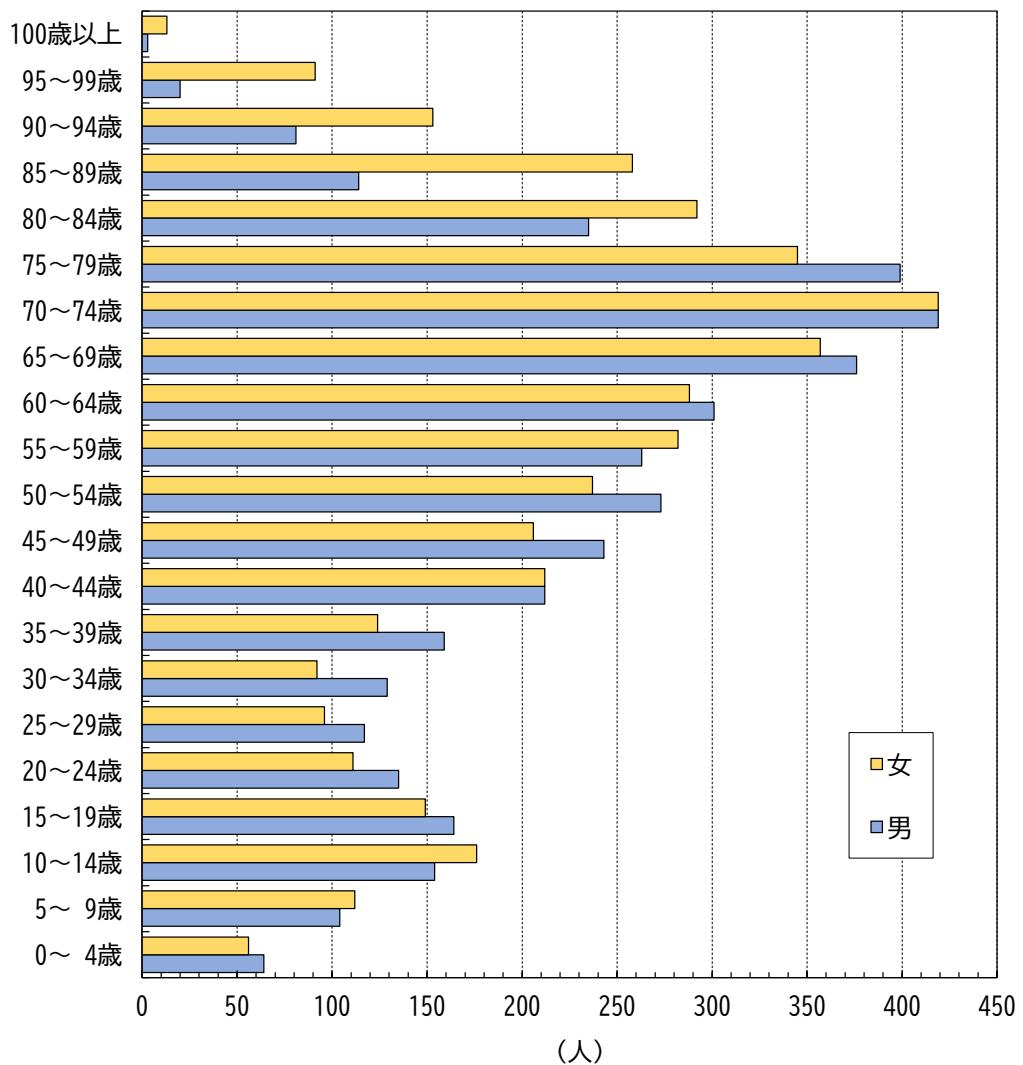


図 2-3 年齢別人口構成の分布（令和6（2024）年9月30日時点）

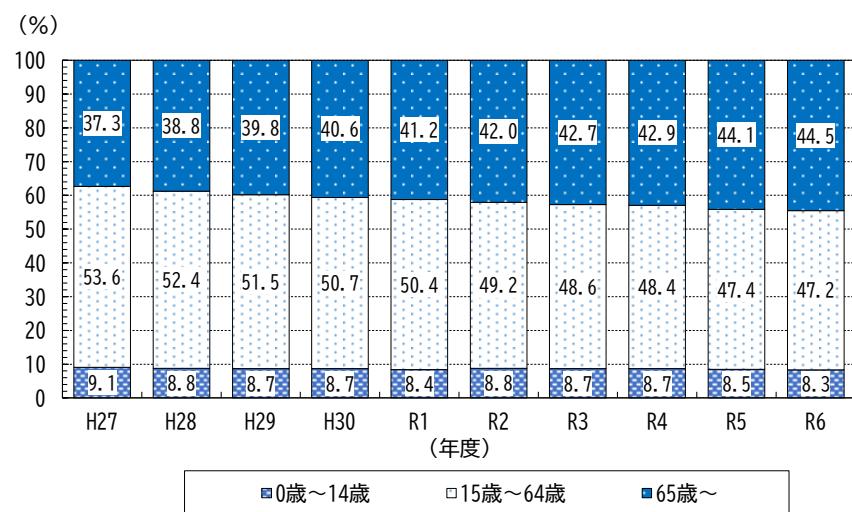


図 2-4 年齢別人口構成割合の推移（各年度9月30日時点）

3 産業の動向、産業別就業人口の推移

(1) 産業別事業所数

産業別事業所数は、表 2-4 及び図 2-5 に示すとおりであり、第1次産業、第2次産業及び第3次産業とも、平成26（2014）年からは減少傾向にあります。

産業別の割合については、第1次産業は減少傾向、第2次産業は横ばい傾向であり、第3次産業は令和3（2021）年に増加しています。

千葉県全体との比較では、本町の第2次産業の割合は多く、第3次産業の割合は少なくなっています。

表 2-4 産業別事業所数（公務を除く）

区分 産業別	H26(2014)		H28(2016)		R3(2021)		R3(2021)(千葉県)	
	実数 (事業所)	割合 (%)	実数 (事業所)	割合 (%)	実数 (事業所)	割合 (%)	実数 (事業所)	割合 (%)
総数	568	100.0	523	100.0	509	100.0	182,689	100.0
第1次産業	7	1.2	6	1.1	4	0.8	1,246	0.7
農林漁業	7	1.2	6	1.1	4	0.8	1,246	0.7
第2次産業	136	23.9	127	24.3	122	24.0	30,486	16.7
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	71	0.0
建設業	80	14.1	74	14.1	64	12.6	20,004	10.9
製造業	56	9.9	53	10.1	58	11.4	10,411	5.7
第3次産業	425	74.8	390	74.6	383	75.2	150,957	82.6
電気・ガス・水道業	2	0.4	1	0.2	1	0.2	345	0.2
情報通信業	2	0.4	1	0.2	2	0.4	1,960	1.1
運輸・郵便業	12	2.1	13	2.5	12	2.4	5,724	3.1
卸売・小売業	153	26.9	149	28.5	141	27.7	42,852	23.5
金融・保険業	4	0.7	4	0.8	4	0.8	2,750	1.5
不動産・物品賃貸業	15	2.6	13	2.5	13	2.6	13,083	7.2
サービス業	237	41.7	209	40.0	210	41.3	84,243	46.1
学術研究、専門・技術	10	1.8	7	1.3	6	1.2	8,008	4.4
宿泊業、飲食	81	14.3	81	15.5	77	15.1	20,661	11.3
生活関連、娯楽業	51	9.0	46	8.8	44	8.6	17,538	9.6
教育、学習支援業	22	3.9	9	1.7	8	1.6	6,595	3.6
医療、福祉	27	4.8	24	4.6	27	5.3	18,106	9.9
複合サービス事業	6	1.1	6	1.1	5	1.0	946	0.5
他に分類されないもの	40	7.0	36	6.9	43	8.4	12,389	6.8

[資料：千葉県統計年鑑]

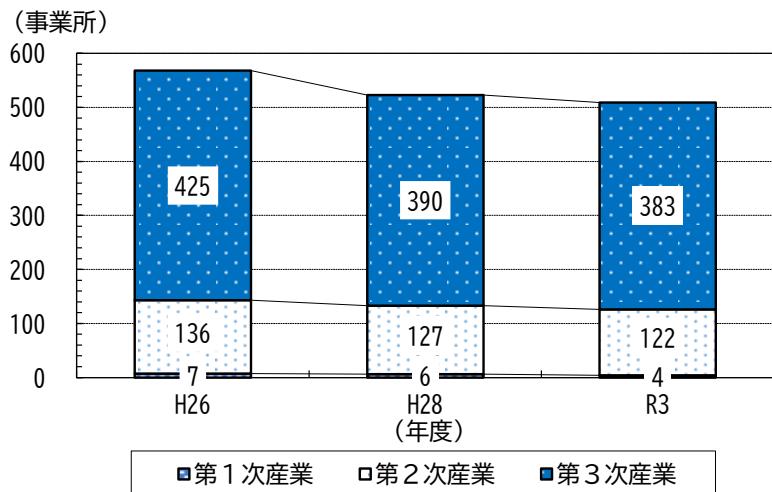


図 2-5 産業別事業所数（公務を除く）の推移

(2) 産業別就業人口

産業別就業人口は、表 2-5 及び図 2-6 に示すとおりです。

第1次産業は平成28（2016）年で減りましたが、令和3（2021）年は平成26（2014）年程度に増加しています。第2次産業は、平成28（2016）年で増加しましたが、令和3（2021）年では平成26（2014）年程度に減少しています。第3次産業は減少傾向にあります。

産業別の割合については、平成28（2016）年度以降、第1次産業は約2%、第2次産業は約30%、第3次産業は約68%とほぼ一定の割合で推移しています。

千葉県全体との比較では、本町の第1次産業及び第2次産業の割合は多く、第3次産業の割合は少なくなっています。

表 2-5 産業別就業人口（公務を除く）

区分 産業別	H26(2014)		H28(2016)		R3(2021)		R3(2021)(千葉県)	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
総数	4,570	100.0	4,145	100.0	4,049	100.0	2,151,386	100.0
第1次産業	69	1.5	52	1.3	68	1.7	13,540	0.6
農林漁業	69	1.5	52	1.3	68	1.7	13,540	0.6
第2次産業	1,191	26.1	1,242	30.0	1,196	29.5	384,673	17.9
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	881	0.0
建設業	315	6.9	288	6.9	256	6.3	146,352	6.8
製造業	876	19.2	954	23.0	940	23.2	237,440	11.0
第3次産業	3,310	72.4	2,851	68.8	2,785	68.8	1,753,173	81.5
電気・ガス・水道業	45	1.0	11	0.3	2	0.0	5,424	0.3
情報通信業	3	0.1	2	0.0	4	0.1	30,444	1.4
運輸・郵便業	174	3.8	210	5.1	188	4.6	174,586	8.1
卸売・小売業	892	19.5	832	20.1	836	20.6	446,932	20.8
金融・保険業	28	0.6	27	0.7	26	0.6	46,780	2.2
不動産・物品賃貸業	51	1.1	37	0.9	39	1.0	58,695	2.7
サービス業	2,117	46.3	1,732	41.8	1,690	41.7	990,312	46.0
学術研究, 専門・技術	81	1.8	76	1.8	78	1.9	60,589	2.8
宿泊業, 飲食	462	10.1	448	10.8	383	9.5	191,703	8.9
生活関連, 娯楽業	491	10.7	431	10.4	357	8.8	118,788	5.5
教育, 学習支援業	351	7.7	92	2.2	108	2.7	79,343	3.7
医療, 福祉	604	13.2	553	13.3	658	16.3	335,058	15.6
複合サービス事業	40	0.9	51	1.2	29	0.7	15,655	0.7
他に分類されないもの	88	1.9	81	2.0	77	1.9	189,176	8.8

[資料：千葉県統計年鑑]

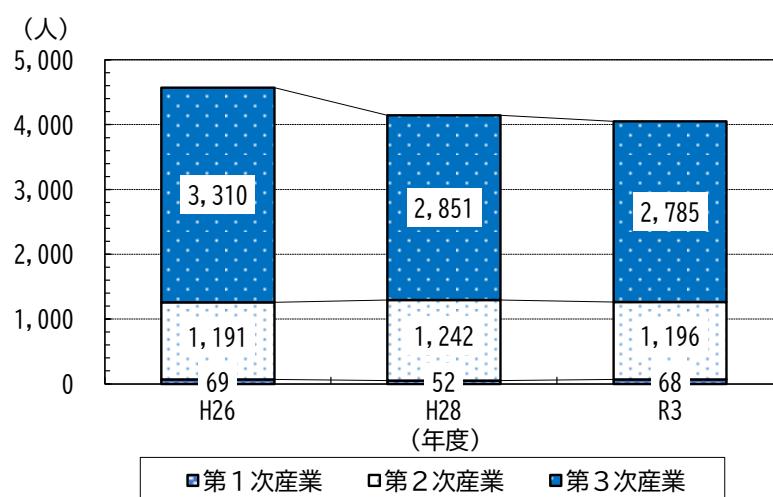


図 2-6 産業別就業人口（公務を除く）の推移

4 土地利用

地目別面積は、表 2-6 及び図 2-7 に示すとおりであり、平成 27（2015）年に対し令和 6（2024）年で増加がみられるのは、宅地、山林、雑種地、その他などであり、田、畠、原野は減少しています。

令和 6（2024）年では、その他が最も多く 34.7%、次いで山林が 34.2%、原野が 11.2%、田が 9.3% となっています。

表 2-6 地目別面積

区分 地目名	平成27(2015)年		令和6(2024)年	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
総面積	12,987.1	100.0	12,987.1	100.0
田	1,249.4	9.6	1,203.7	9.3
畠	379.8	2.9	369.5	2.8
宅 地	364.0	2.8	366.9	2.8
池 沼	28.2	0.2	28.8	0.2
山 林	4,430.7	34.1	4,444.1	34.2
牧 場	0.2	0.0	0.2	0.0
原 野	1,484.7	11.4	1,454.9	11.2
雑 種 地	586.9	4.5	617.8	4.8
そ の 他	4,463.2	34.5	4,501.2	34.7

[資料：千葉県統計年鑑（1月1日時点）]

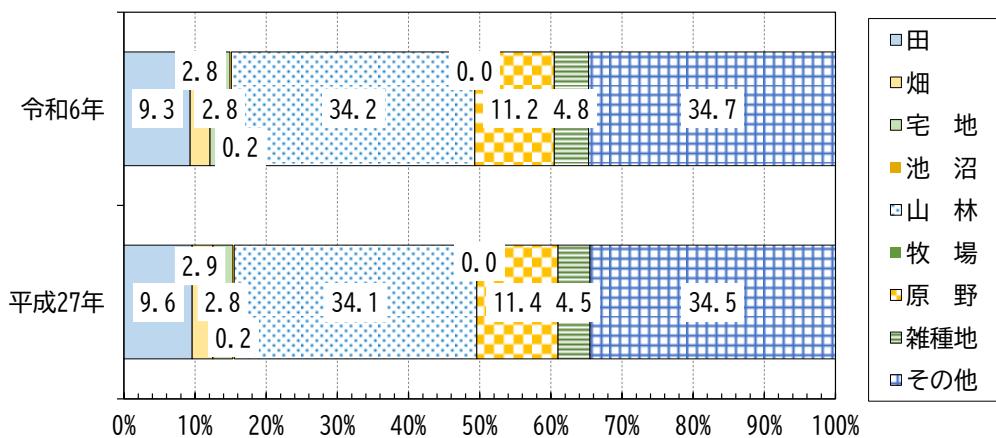


図 2-7 地目別面積の割合

5 将来人口

本町においては、平成 27（2015）年に「大多喜町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、令和 42（2060）年における目標人口を 8,000 人としていましたが、令和 2（2020）年時点で 8,885 人と、人口ビジョンに掲げた目標人口である 9,224 人を下回っている状況を踏まえ、改めて人口のシミュレーションを見直し、「大多喜町第 2 次人口ビジョン」（以下、「本ビジョン」という。）を策定しました。

国立社会保障・人口問題研究所（令和 6（2024）年 6 月版）によると、本町の総人口は減少傾向にあり、この傾向は今後も続くことが予想され、将来人口推計では、第 4 次総合計画の目標年度である令和 17（2035）年には 6,514 人まで減少することが見込まれています。

本ビジョンにおいても、人口の動向が現在の水準のまま将来を迎えるシミュレーション（趨勢パターン）を行っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計と概ね同様の推移となっています。また、本ビジョンでは、持続可能なまちの実現に向けて、改めて人口のシミュレーションを見直し（目標パターン）、令和 42（2060）年の人口目標を「5,000 人」と設定しています。目標パターンにおいては、趨勢パターンと比べ、令和 42（2060）年には約 1,600 人多い推計となっており、目標人口は表 2-7 としています。

本計画における将来推計人口は、本ビジョンの目標人口を採用することとします。

表 2-7 「大多喜町第 2 次人口ビジョン」における目標人口

年 度	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
行政区域内人口 (人)	8,100	7,526	7,013	6,547	6,110	5,708	5,355	5,054

※各年度 10 月 1 日時点の人口です。

第3章 ごみ処理の現況

1 本町のごみ処理の現況

(1) ごみの分別区分

本町の生活系ごみの分別区分は、表 3-1 のとおりです。

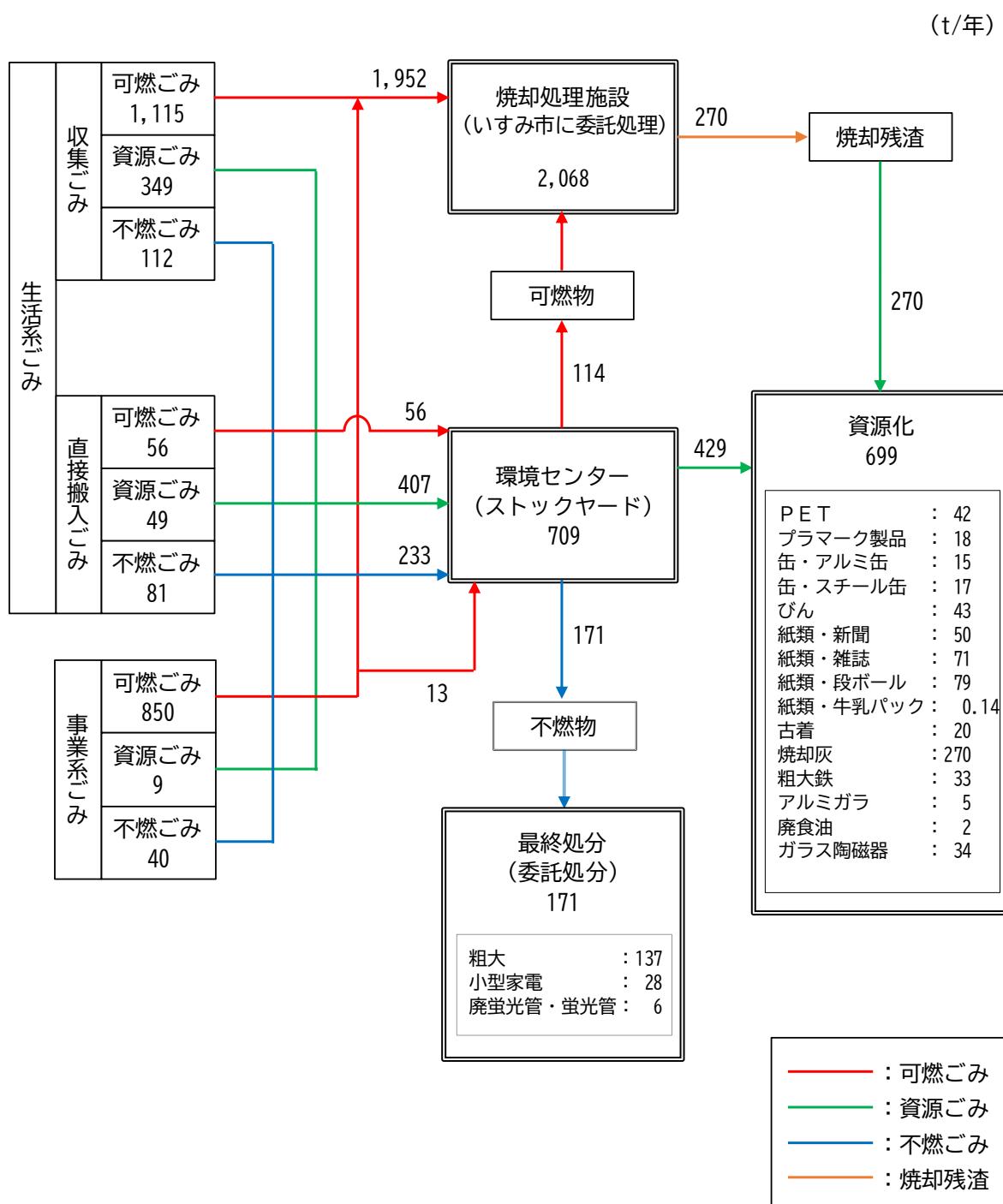
表 3-1 生活系ごみの分別区分

分別品目	ごみの種類	排出容器	収集回数 排出場所
可燃ごみ	台所から出る生ごみ、紙おむつ、靴類(安全靴を除く)、木くず(板切れ・竹・小枝等)	町指定袋	週3回 ごみ集積所
分別収集品目 (資源ごみ)	缶類	一斗缶、スチール缶、アルミ缶	中身の分かる袋 月1回 ごみ集積所
	びん類	無色・茶色・その他のびん	透明な袋か 町指定袋 月1回 ごみ集積所
	雑誌及び紙類	封筒類・包装紙・リーフレット・パンフレット・紙コップ・手さげ袋・トイレットペーパーの芯・ティッシュペーパーの箱・コピー用紙・菓子類の箱など	十字にしばる 月1回 ごみ集積所
	新聞	新聞	
	ダンボール	ダンボール	
	飲料用紙パック	ペットボトル	
	衣類布類	衣類布類	
	ペットボトル	ペットボトル	透明な袋か 町指定袋 週1回 ごみ集積所
	プラスチック製容器包装	発泡スチロールを除く	
	食用油	廃食油	
分別収集品目	その他不燃ごみ	湯沸器・自転車・おもちゃ類・せともの・ガラス類・小型家電製品・金属類・プランター等	中身が確認出来る物 (有害ごみについては、それぞれ袋に入れて出す。) 月1回 ごみ集積所
	有害ごみ	乾電池・蛍光管等	
粗大ごみ		机・ベットソファー・布団・タンス・テーブル等など	可燃ごみと不燃ごみに分ける 環境センターに持込
水銀のごみ		体温計、血圧計、温度計	環境センターに持込

(2) ごみ処理フロー

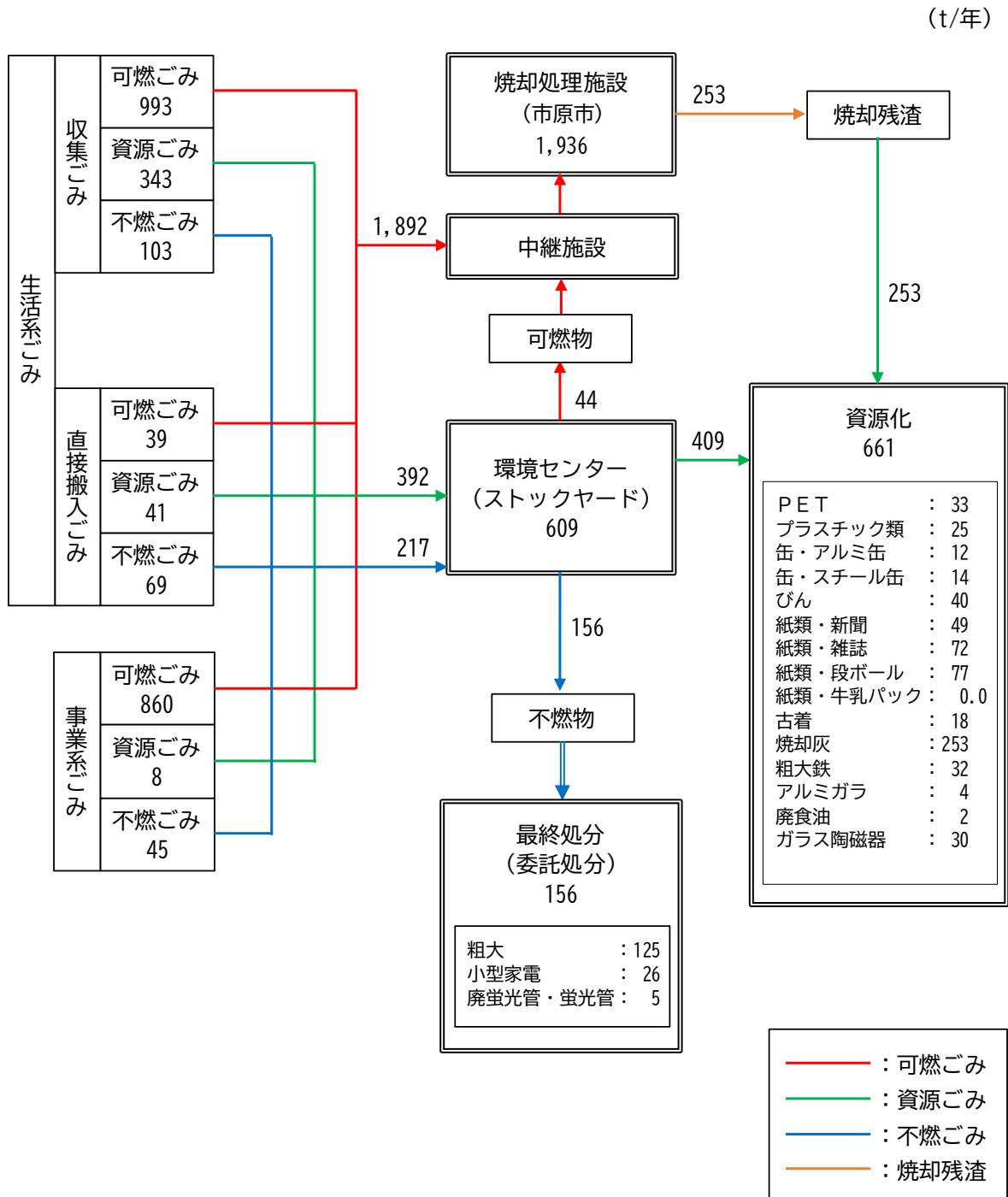
本町の令和6(2024)年度時点のごみ処理フローを図3-1に、可燃ごみの広域処理を開始する予定である令和14(2032)年度のごみ処理フローを

図3-2に示します。



※計量システムの関係で搬入量及び搬出量の数値が一致しない場合があります。

図3-1 ごみ処理フロー (令和6(2024)年度)



※今後、市原市及び本町の事業内容によって変更となる可能性があります。
※端数処理の関係で搬入量及び搬出量の数値が一致しない場合があります。

図 3-2 ごみ処理フロー (令和 14 (2032) 年度)

(3) ごみ処理の実績

過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）のごみ処理の実績を以下に示します。実績値は、前計画における目標値（以下「前計画目標値」という。）または国及び県の平均値との比較を行いました。

1) ごみ排出量

ごみ排出量の実績値を表 3-2 及び図 3-3 に示します。

ごみ排出量は、平成 29（2017）年度以降増加傾向にありましたが、コロナ禍の令和 3（2021）年度をピークに減少に転じ、令和 6（2024）年度は 2,662 t と過去 10 年間において最少となっています。

排出量の割合は、生活系ごみの 65% 前後に対し、事業系ごみは 35% 前後となっており、過去 10 年間においてほぼ同様の傾向を示しています。

表 3-2 ごみ排出量の実績

項目	年度 単位	実績									
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口	人	9,804	9,586	9,418	9,225	9,010	8,814	8,623	8,421	8,235	8,034
ごみ排出量	生活系ごみ	t/年	1,949	1,787	1,942	1,908	1,961	2,000	1,939	1,865	1,836
		t/日	5.33	4.90	5.32	5.23	5.36	5.48	5.31	5.11	5.02
		g/人・日	543.2	510.7	565.0	566.7	594.7	621.7	615.9	606.7	609.3
	可燃ごみ	t/年	1,210	1,126	1,259	1,257	1,285	1,287	1,255	1,264	1,209
		g/人・日	337.3	321.7	366.1	373.3	389.8	400.0	398.6	411.2	401.3
	資源ごみ	t/年	499	473	471	445	438	459	427	411	415
		g/人・日	139.0	135.2	136.9	132.2	132.7	142.8	135.7	133.7	137.8
	不燃ごみ	t/年	240	188	213	206	238	254	257	190	212
		g/人・日	66.9	53.8	62.0	61.2	72.2	78.9	81.7	61.8	70.2
	収集	t/年	1,732	1,652	1,779	1,768	1,809	1,818	1,746	1,710	1,668
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	1,149	1,103	1,217	1,222	1,245	1,247	1,211	1,227	1,166
	資源ごみ	t/年	448	422	427	406	399	408	383	368	371
	不燃ごみ	t/年	135	126	135	141	165	163	153	114	130
	直接搬入	t/年	218	135	163	140	152	182	192	155	169
	可燃ごみ	t/年	62	22	42	35	40	40	44	37	43
	資源ごみ	t/年	50	51	44	40	38	52	44	43	44
	不燃ごみ	t/年	105	62	78	65	73	90	104	76	82
	事業系ごみ	t/年	1,177	986	931	944	974	997	1,076	1,056	1,037
		t/日	3.22	2.70	2.55	2.59	2.66	2.73	2.95	2.89	2.83
											2.46
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	1,084	909	856	871	895	913	1,008	998	968
		t/日	2.96	2.49	2.35	2.39	2.44	2.50	2.76	2.73	2.65
	焼却施設搬入分	t/年	1,062	895	843	858	875	900	994	983	952
	環境センター搬入分	t/年	22	14	14	13	19	13	14	15	17
	資源ごみ	t/年	26	21	20	17	12	14	18	8	10
		t/日	0.07	0.06	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05	0.02	0.03
	不燃ごみ	t/年	67	56	55	56	68	69	50	50	59
		t/日	0.18	0.15	0.15	0.15	0.19	0.19	0.14	0.14	0.16
	合計	t/年	3,127	2,773	2,874	2,852	2,936	2,997	3,015	2,920	2,874
		t/日	8.54	7.60	7.87	7.81	8.02	8.21	8.26	8.00	7.85
											7.29
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	871.3	792.5	836.0	847.1	890.2	931.5	957.8	950.1	953.4
	資源ごみ	t/年	2,294	2,034	2,115	2,128	2,180	2,200	2,262	2,262	2,178
	不燃ごみ	t/年	307	244	268	262	306	323	307	240	271
											233

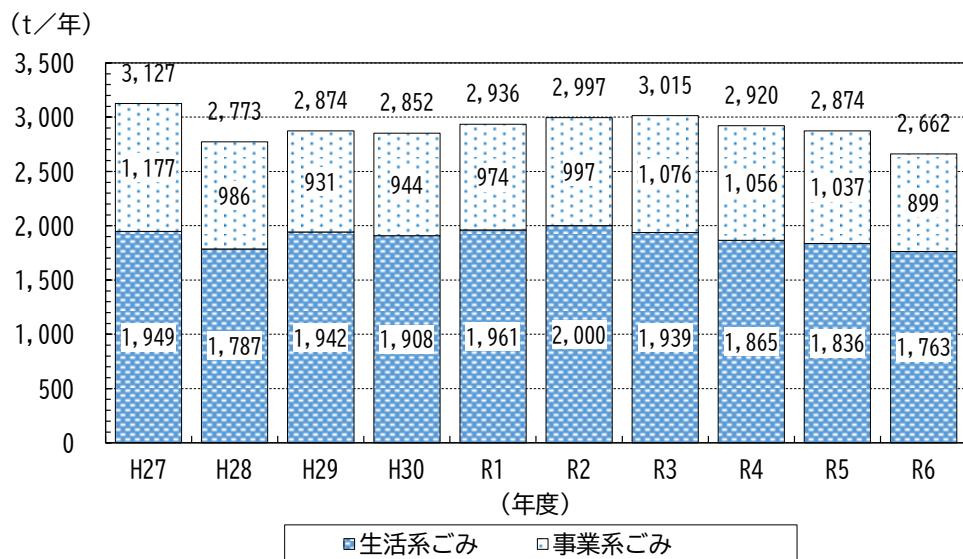


図 3-3 ごみ排出量

2) ごみ種類別排出量

ごみの種類別排出量の実績値を図 3-4 に示します。

ごみの種類別排出量は、過去 10 年間では、可燃ごみが 75% 前後、資源ごみが 15% 前後、不燃ごみが 10% 前後となっています。

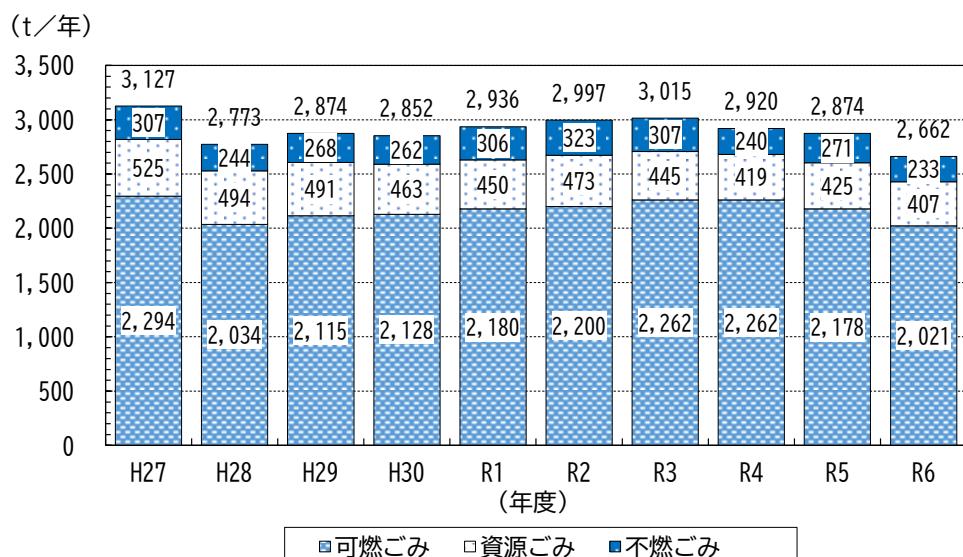


図 3-4 ごみ種類別排出量

3) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量（総ごみ量、生活系ごみ量、家庭系ごみ量）の国及び県の平均値との比較を図3-5～図3-7に示します。

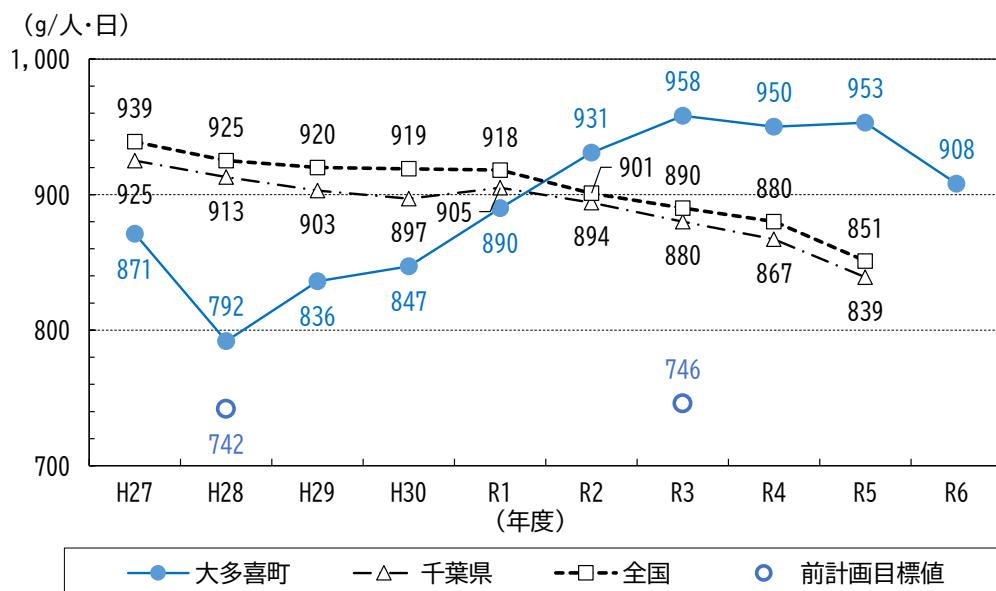
1人1日当たりのごみ排出量は、総ごみ量、生活系ごみ量及び家庭系ごみ量いずれも、令和2(2020)年度頃までは増加傾向ですが、その後は、横ばいかやや減少傾向となっています。

1人1日当たりごみ排出量（図3-5）は、令和元（2019）年度までは国及び県の平均値を下回っていましたが、コロナ禍の令和2(2020)年度以降は、国及び県の平均値よりも高くなっています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量（図3-6）は、令和4(2022)年度までは全国平均及び千葉県平均を下回っていましたが、令和5(2023)年度は国及び県の平均値より高くなっています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量（図3-7）は、令和5(2023)年度まで全国平均及び千葉県平均を下回っています。

なお、1人1日当たりごみ排出量（図3-5）は、前計画目標値（750g/人・日）よりもかなり高くなっています。



※国及び県の1人1日当たりのごみ排出量は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

図3-5 1人1日当たりのごみ排出量（国及び県の平均値との比較）

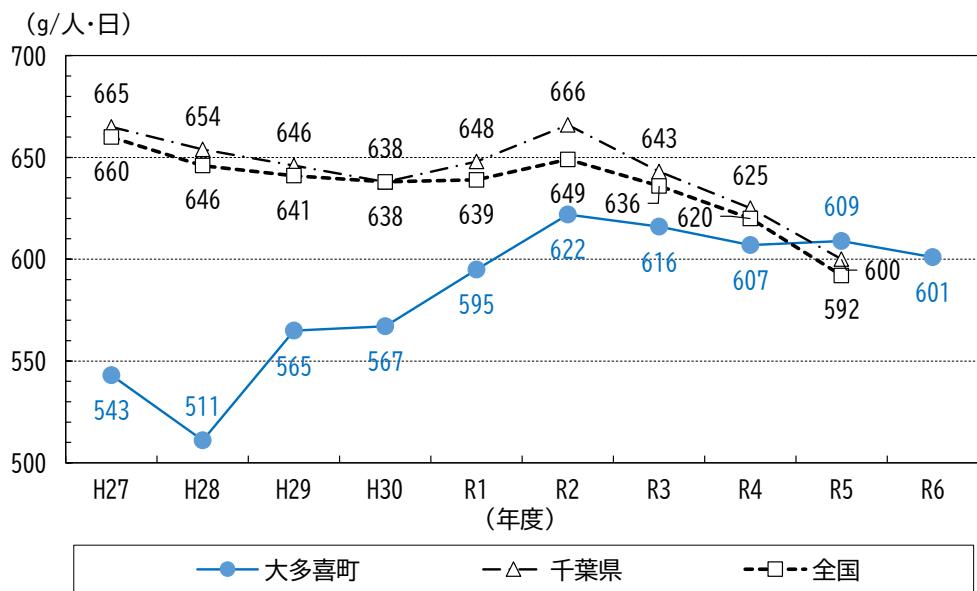
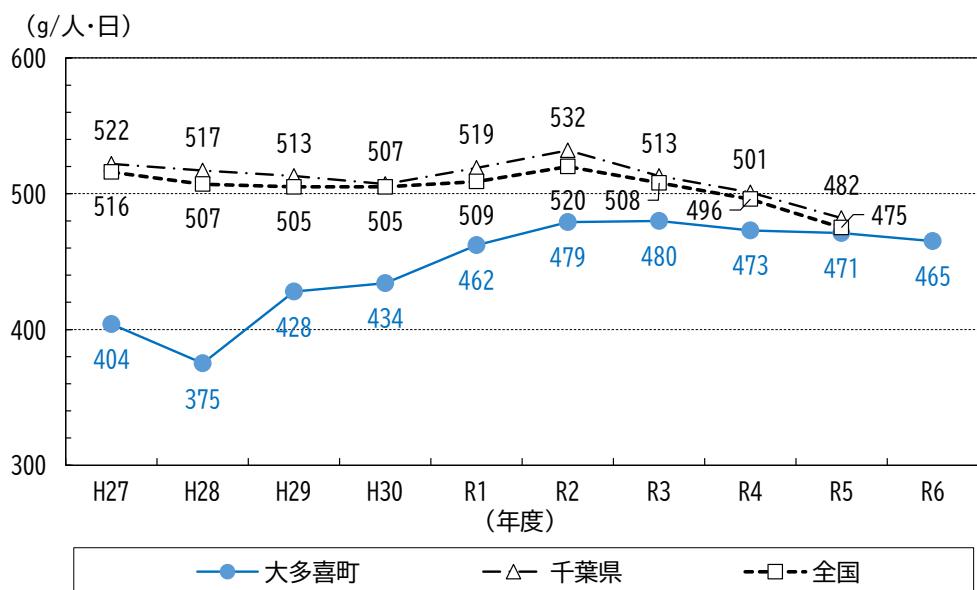


図 3-6 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（国及び県の平均値との比較）



※家庭系ごみとは、家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたものをいいます（「生活系ごみ」から「資源ごみ」を除いたもの。）

図 3-7 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（国及び県の平均値との比較）

4) 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の国及び県の平均値との比較を図3-8に示すとおりであり、令和元（2019）年度以降は、全国平均及び千葉県平均よりかなり高くなっています。

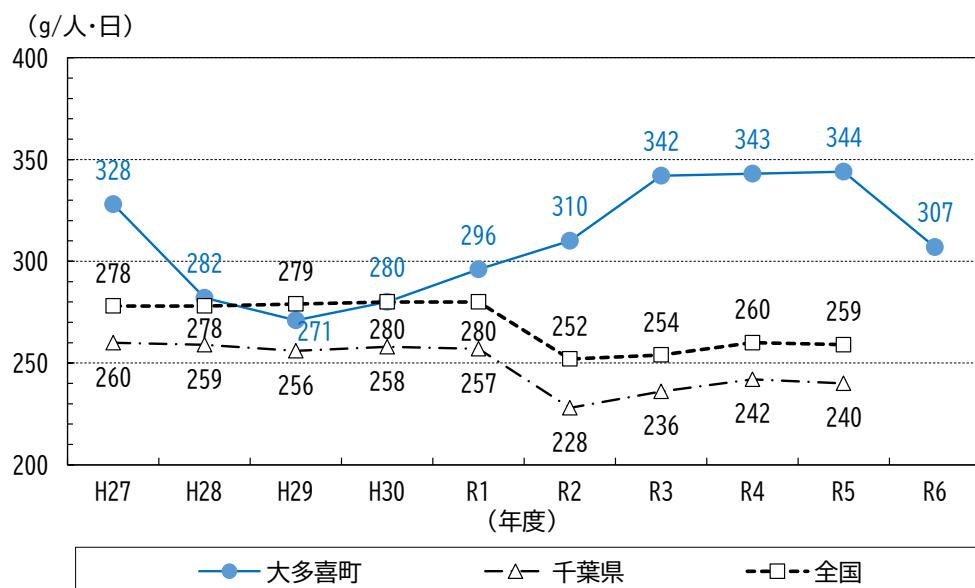


図3-8 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（国及び県の平均値との比較）

(4) 収集・運搬

1) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は、民間に委託しています。収集・運搬に際しては、日頃から安全運転を励行し、交通渋滞の回避、環境への負荷軽減に努めています。

2) 収集・運搬量

収集・運搬量の実績値を図 3-9 に示します。

収集・運搬量は、表 3-2 における生活系ごみの収集分（可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ）及び事業系ごみの焼却施設搬入分可燃ごみ、本町の環境センターからいすみ市の焼却施設に搬入される可燃物（表 3-5 参照）となります。

収集・運搬量は、令和 3 (2021) 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

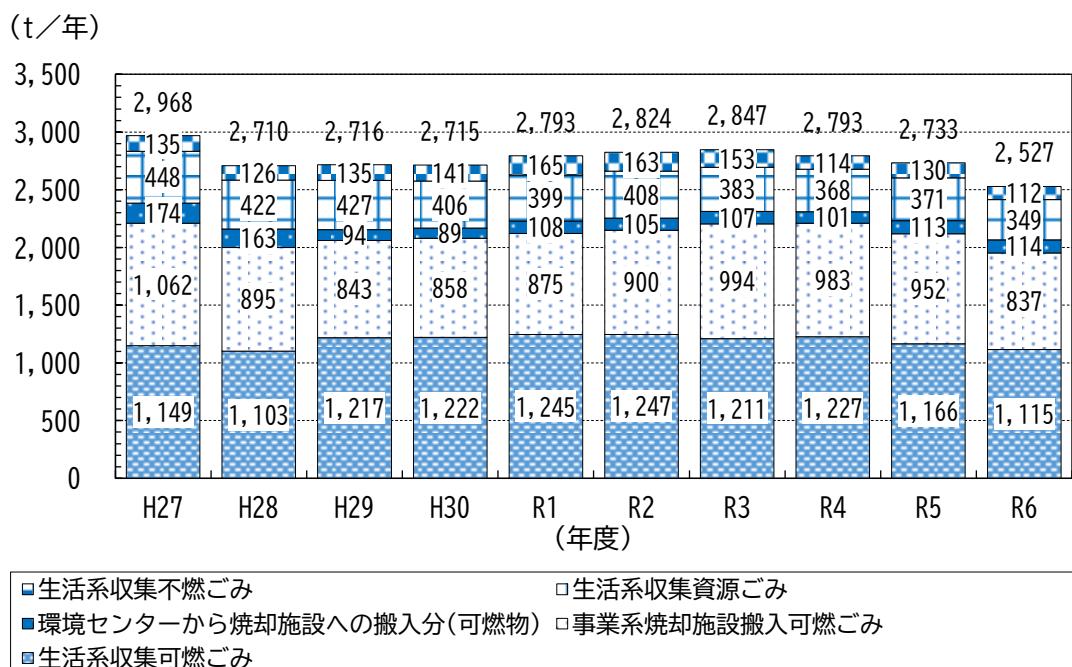


図 3-9 収集・運搬量

(5) 処理・処分状況

1) 処理施設の概要

本町では、可燃ごみは、いすみ市に委託処理を行っており、いすみクリーンセンターで焼却処理が行われています。資源ごみ及び不燃ごみは、本町の環境センター（資源化施設）に搬入され、選別後資源化し、可燃物は可燃ごみと同様にいすみクリーンセンターで焼却処理、不燃残渣は民間委託により処分されています。

焼却施設及び資源化施設の概要は、表 3-3 及び表 3-4 のとおりです。

なお、いすみクリーンセンターには、いすみ市（旧夷隅町、旧岬町）及び本町の1市1町の可燃ごみが搬入されています。

表 3-3 焼却施設の概要（いすみ市施設）

施設名	いすみクリーンセンター
施設所管	いすみ市
所在地	千葉県いすみ市小又井 170
竣工	1994 年
形式	バッチ燃焼式焼却炉：ストーカ式（可動）
処理能力	96t/日 (48t/8h×2 炉)

表 3-4 資源化施設の概要

施設名	環境センター
施設所管	本町
所在地	千葉県夷隅郡大多喜町弥喜用 562
竣工	2006 年
施設区分	ストックヤード
処理能力	7t/日 (圧縮・梱包)

2) 焼却処理

2) -1 焼却処理量

焼却処理量の実績値を表 3-5 及び図 3-10 に示します。

焼却処理量は、平成 30（2018）年度以降増加傾向にありましたが、コロナ禍の令和 3（2021）年度をピークに減少に転じ、令和 6（2024）年度は 2,067t と過去 10 年間で最少となっています。焼却されているごみの種類の割合は、令和 6（2024）年度において、生活系収集可燃ごみが 54%、事業系搬入ごみが 40.5%、環境センターからの可燃物が 5.5% となっており、過去 10 年間においてもほぼ同様の傾向を示しています。

1 人 1 日当たり焼却量についても、焼却処理量と同様の傾向を示し、平成 29（2017）年度以降増加傾向にありましたが、令和 4（2022）年度をピークに減少に転じています。

表 3-5 焼却処理量の実績

項目	年度 単位	実績									
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口	人	9,804	9,586	9,418	9,225	9,010	8,814	8,623	8,421	8,235	8,034
焼却施設	焼却処理量 t/年	2,385	2,161	2,154	2,169	2,229	2,253	2,312	2,311	2,231	2,067
	t/日	6.52	5.92	5.90	5.94	6.09	6.17	6.33	6.33	6.10	5.66
	g/人・日	665	618	627	644	676	700	734	752	740	705
	直接搬入可燃ごみ t/年	2,211	1,998	2,060	2,080	2,121	2,148	2,204	2,210	2,118	1,952
	生活系収集可燃ごみ t/年	1,149	1,103	1,217	1,222	1,245	1,247	1,211	1,227	1,166	1,115
	事業系焼却施設搬入分 t/年	1,062	895	843	858	875	900	994	983	952	837
	環境センターからの搬入分(可燃物) t/年	174	163	94	89	108	105	107	101	113	114
	焼却残渣量 t/年	309	290	262	277	309	254	274	283	387	270

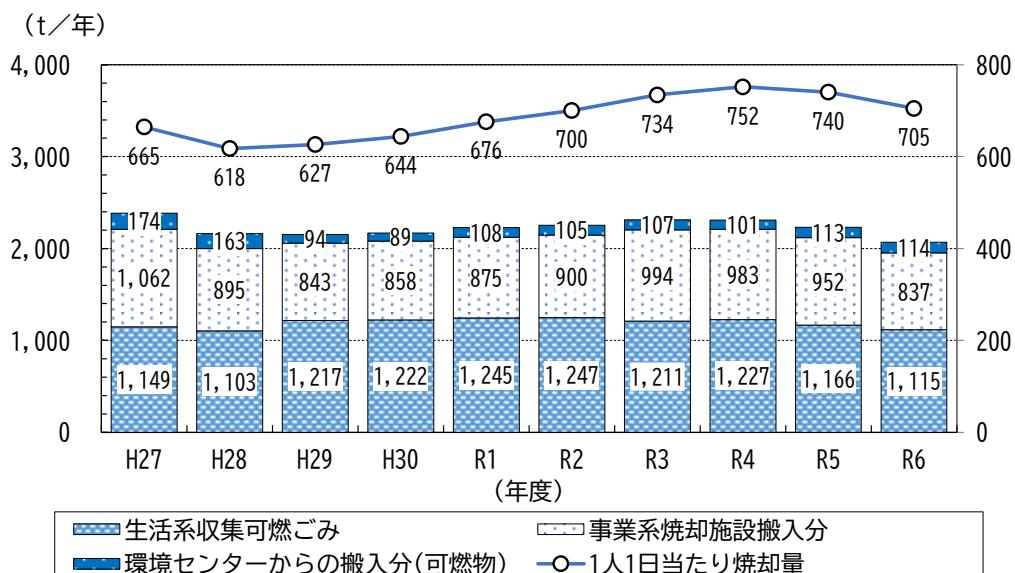


図 3-10 焼却処理量の実績

2) -2 ごみの性状

いすみクリーンセンターにおける可燃ごみの性状の実績を表 3-6 に示します

なお、いすみクリーンセンターには、いすみ市、勝浦市、御宿町及び本町の 2 市 2 町の可燃ごみが搬入されているため、本町のごみを代表するものではありませんが、可燃ごみ中、「紙・布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」で 7 割弱を占めています。

表 3-6 ごみの性状（いすみクリーンセンター）

項目	年度						平均
		R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
ご み 組 成 分 析 結 果	(合計)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	紙・布類	%	48.0	39.8	45.4	42.9	43.1
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	21.7	13.7	21.1	26.7	34.1
	木、竹、わら類	%	14.9	10.9	6.5	14.4	5.8
	ちゅう介類	%	10.3	29.9	24.3	8.9	14.7
	不燃物類	%	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3
3 成 分	その他	%	3.8	4.2	1.1	5.4	1.0
	単位容積重量	kg/m ³	—	180	176	151.2	180
	(合計)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	水分	%	44.0	45.5	58.2	42.7	48.1
	灰分	%	50.5	8.3	37.1	49.6	47.2
	可燃分	%	5.5	46.2	4.7	7.7	4.7
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	8,410	7,563	—	7,010	7,680
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	9,733	10,215	6,458	9,122	10,070
							9,120

3) 環境センターへの搬入量

環境センター（ストックヤード）への搬入量は図 3-1-1に、環境センターからの搬出量は図 3-1-2に示すとおりです。

搬入量、搬出量ともに過去10年間において減少傾向にあり、特に資源ごみの搬入量及び搬出量が大きく減少しています。

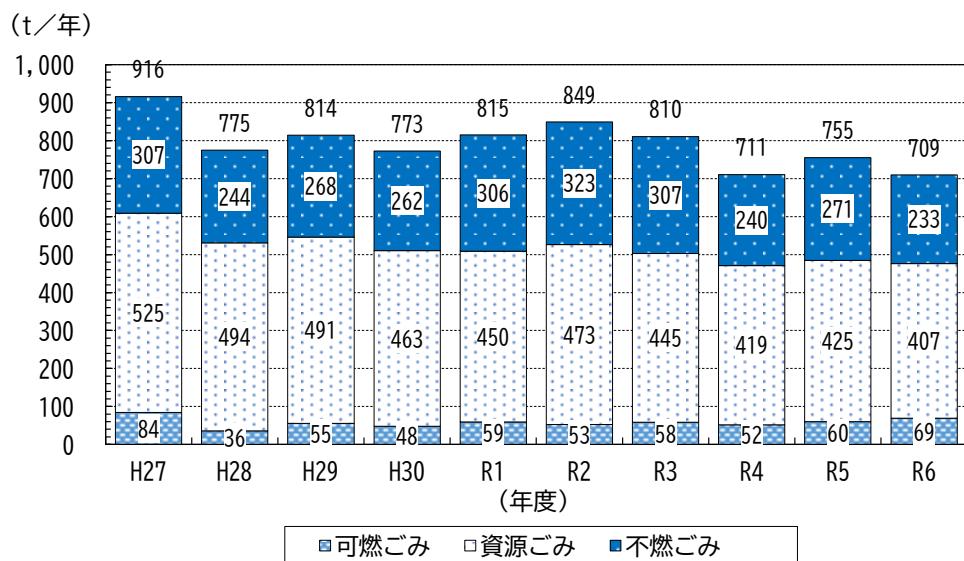


図 3-1-1 環境センター搬入量の実績

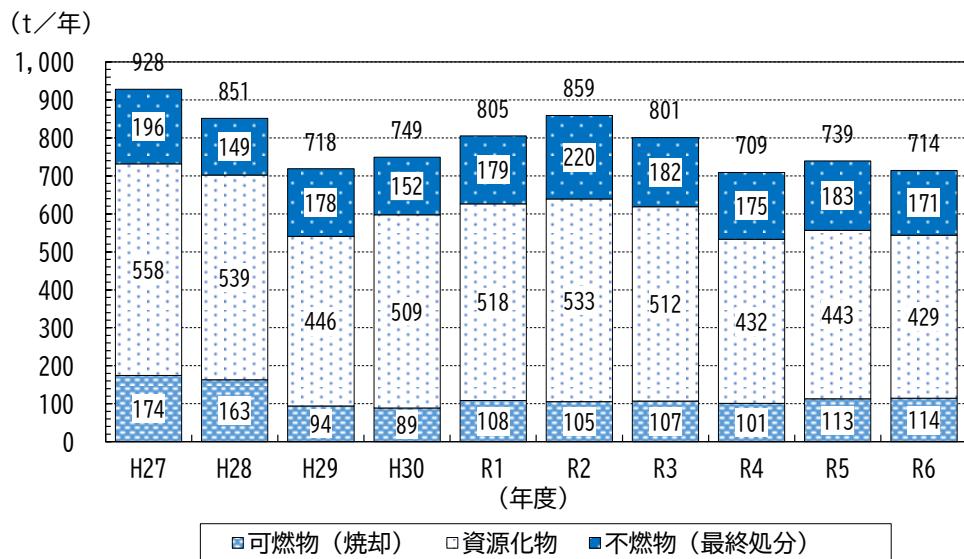


図 3-1-2 環境センター搬出量の実績

4) 資源化

資源化量の実績値は表 3-7、表 3-8 及び図 3-13 に示すとおりです。

資源化量は、令和2(2020)年度以降減少傾向にあり、令和6(2024)年度には699t/年で、過去10年間で最小となっています。

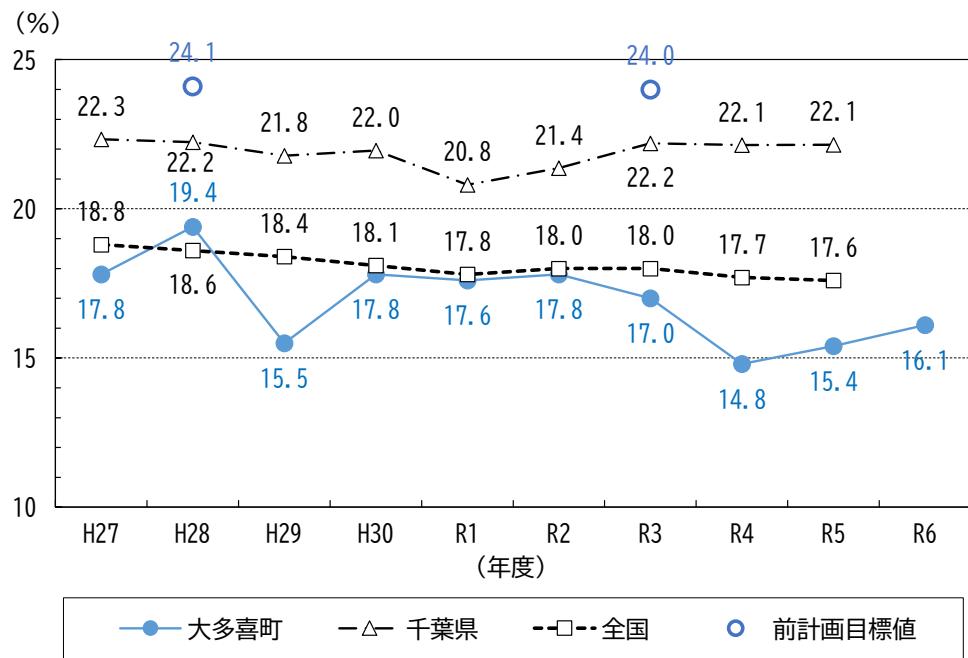
リサイクル率は、国及び県の平均値より低くなっています。令和5(2023)年度の実績値は、国の平均値よりも2.2%、県の平均値より6.7%低い値となっています。

一方、1人1日当たりの資源化量(表3-8)は、国及び県の平均値より高くなっています。県内17町の中で3番目に高くなっています。

なお、リサイクル率は、焼却残渣資源化を含む場合も、含まない場合(図3-13)においても、前計画目標値(31%以上)より低くなっています。

表 3-7 資源化量

項目	年度	単位	実績									
			H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ごみ排出量	t/年	3,126.58	2,772.81	2,873.69	2,852.43	2,935.67	2,996.62	3,014.52	2,920.43	2,873.61	2,661.75	
PE T	t/年	35.73	34.10	35.44	34.74	37.50	34.20	36.37	34.27	37.64	41.53	
プラマーク製品	t/年	19.54	13.40	20.63	16.20	16.86	19.77	17.47	16.88	10.63	18.09	
缶	t/年	42.52	29.06	45.66	43.18	43.69	42.85	34.49	31.23	28.24	32.20	
アルミ缶	t/年	14.94	10.53	18.29	18.28	17.36	18.62	14.60	14.72	12.67	14.87	
スチール缶	t/年	27.58	18.53	27.37	24.90	26.33	24.23	19.89	16.51	15.57	17.33	
びん	t/年	94.59	76.86	64.74	69.93	61.16	65.98	62.03	42.00	51.26	42.65	
紙類	t/年	277.75	243.96	159.64	227.21	222.56	241.42	220.16	211.18	214.17	200.76	
新聞	t/年	100.03	85.07	83.18	76.83	69.34	53.11	52.96	54.71	48.32	50.04	
雑誌	t/年	108.97	96.23	9.88	86.57	87.71	109.80	89.62	76.09	80.73	71.25	
段ボール	t/年	67.66	61.68	65.64	62.79	64.93	77.78	76.94	79.63	84.67	79.33	
牛乳パック	t/年	1.09	0.98	0.94	1.02	0.58	0.73	0.64	0.75	0.45	0.14	
資源化量	古着	t/年	19.27	18.98	19.18	21.24	20.52	20.80	23.60	19.04	20.87	19.54
	焼却灰	t/年	309.00	293.00	262.00	277.00	287.00	254.00	274.00	285.00	271.00	270.00
	粗大鉄	t/年	54.31	65.99	54.43	48.27	54.07	58.22	50.13	37.85	37.26	33.26
	アルミガラ	t/年	6.03	5.11	4.55	5.60	6.27	6.28	6.03	4.58	5.67	5.01
	廃食油	t/年	6.48	6.84	2.88	2.88	2.43	2.52	1.98	1.80	1.80	1.62
	BDF	t/年	1.35	0.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	ガラス陶器類	t/年	0.00	43.59	39.16	39.60	52.74	41.32	59.52	33.47	35.50	34.47
合計	全体	t/年	866.57	831.88	708.31	785.85	804.80	787.36	785.78	717.30	714.04	699.13
資源化率	焼却灰除く	t/年	557.57	538.88	446.31	508.85	517.80	533.36	511.78	432.30	443.04	429.13
	全体	%	27.7	30.0	24.6	27.6	27.4	26.3	26.1	24.6	24.8	26.3
	焼却灰除く	%	17.8	19.4	15.5	17.8	17.6	17.8	17.0	14.8	15.4	16.1



※令和6（2024）年度の国及び県のリサイクル率は、本計画策定時点で公表されていません。

※本図のリサイクル率は、焼却残渣資源化を含みません。前計画では焼却残渣資源化の分を含むリサイクル率を設定していたため、図中の前計画目標値は焼却残渣資源化分を除いた値としています。

図 3-13 リサイクル率（国及び県との比較）

表 3-8 1人1日当たりの資源化量（県内17町等との比較）

（単位：g/人・日）

市町名	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	計
大多喜町	71.10	23.60	28.80	12.50	3.50	6.90	146.40
酒々井町	38.05	24.83	18.08	0.67	0.00	1.21	82.84
栄町	62.76	17.76	20.92	7.02	13.77	7.57	129.80
神崎町	55.98	26.06	18.82	7.24	14.96	7.24	130.30
多古町	10.28	14.31	18.55	5.04	6.05	3.43	57.66
東庄町	18.83	23.91	18.83	7.41	8.25	5.29	82.52
九十九里町	22.80	20.90	12.16	8.93	0.00	5.13	69.92
芝山町	8.02	22.47	13.24	4.01	0.00	9.23	56.97
横芝光町	7.70	20.40	12.46	5.01	0.00	8.43	54.00
一宮町	41.83	21.91	13.50	5.09	0.00	4.87	87.20
睦沢町	37.54	18.97	11.55	4.95	0.00	6.19	79.20
長生村	25.70	18.42	8.70	3.85	0.00	4.66	61.33
白子町	25.84	19.64	9.82	4.39	0.00	3.62	63.31
長柄町	38.39	19.41	12.51	6.04	0.00	5.18	81.53
長南町	59.74	22.54	13.53	7.51	0.00	6.01	109.33
御宿町	47.09	35.80	43.98	7.78	14.01	5.84	154.50
鋸南町	95.17	9.95	20.31	14.33	0.00	9.16	148.92
千葉県全体	69.32	19.15	15.40	8.38	11.30	5.59	129.14
千葉県内町村	35.46	20.21	16.00	6.01	3.46	5.63	86.77
全国	62.07	16.11	13.97	7.48	15.34	3.81	118.78
町村最大	95.17	35.80	43.98	14.33	14.96	9.23	154.50
町村最大/大多喜町	1.34	1.52	1.53	1.15	4.27	1.34	1.06
千葉県内町村順位	2	5	2	2	6	6	3

(注) ・紙類には、紙パック及び紙製容器包装を含む。

・プラスチック類には、白色トレイ及びプラスチック製容器包装を含む。

・固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除く。

・資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、令和5年度版）

5) 最終処分

本町では、最終処分場を保有していないため、最終処分は民間委託しています。

最終処分量の実績は、表 3-9 及び図 3-14 に示すとおりです。

最終処分量は、年度により増減がありますが、概ね 180 t /年前後で推移しています。

1人1日当たり最終処分量は、10年間では若干増加傾向となっています。

最終処分率は、ごみ排出量に対し約 6.0% 前後で推移しています。

表 3-9 最終処分量

項目	年度 単位 (2015)	実績									
		H27 (2016)	H28 (2017)	H29 (2018)	H30 (2019)	R1 (2020)	R2 (2021)	R3 (2022)	R4 (2023)	R5 (2024)	R6 (2025)
人口	人	9,804	9,586	9,418	9,225	9,010	8,814	8,623	8,421	8,235	8,034
ごみ排出量	t/年	3,127	2,773	2,874	2,852	2,936	2,997	3,015	2,920	2,874	2,662
粗大	t/年	131	121	149	117	138	177	145	138	146	137
最 小型家電	t/年	22	22	26	29	36	37	35	31	30	28
終 廃蛍光管・蛍光管	t/年	0	7	4	6	5	6	2	7	6	6
処 ガラス陶器類	t/年	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分 量 合計	t/年	196	149	178	152	179	220	182	175	183	171
最終処分率	g/人・日	54.6	42.7	51.8	45.1	54.4	68.4	57.7	57.1	60.7	58.2
	%	6.3	5.4	6.2	5.3	6.1	7.3	6.0	6.0	6.4	6.4

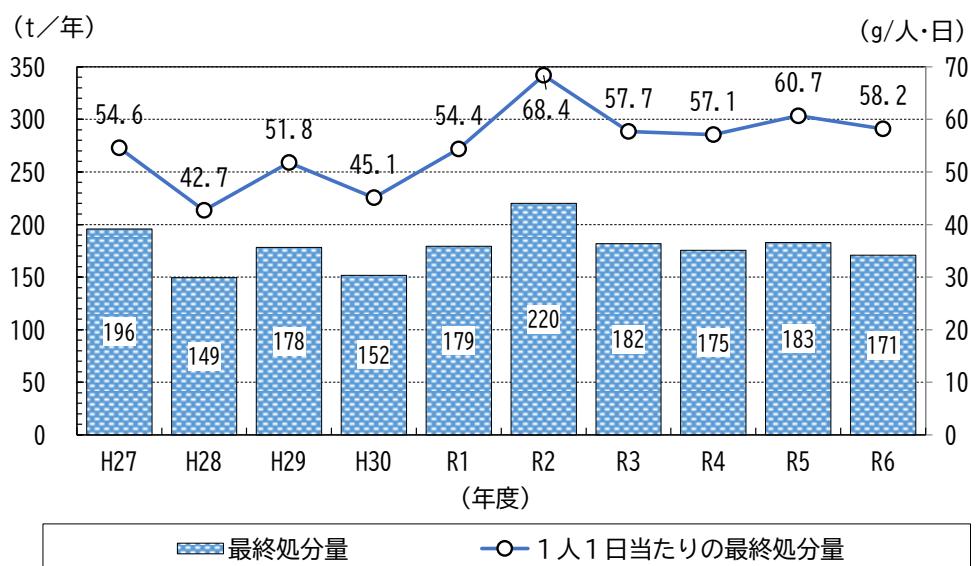


図 3-14 最終処分量

(6) ごみ処理経費

ごみ処理経費の実績は、表 3-10 及び図 3-15 のとおりです。

ごみ処理経費の中では、委託費が約 3 分の 1 を占め、委託費のうち収集・運搬費が約 7 割を占めています。

1 人当たりごみ処理経費及び 1t 当たりごみ処理経費は、年度により増減がありますが、令和 3 (2021) 年度以降増加傾向となっています。

表 3-10 ごみ処理経費

(単位：千円)

項目	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
建設・改良費	工事費	0	0	0	0	0	0	0	1,133	0
	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1,133	0
	調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1,133	0
	人件費	37,630	36,625	37,387	28,876	33,918	35,475	30,782	26,003	35,940
	一般職	31,950	17,775	23,297	11,289	13,260	13,662	28,552	15,967	23,351
処理及び維持管理費	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理	5,680	18,850	14,090	17,587	20,658	21,813	2,230	10,036	12,589
	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集・運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費	0	490	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	50,385	49,872	48,797	54,846	68,641	62,569	56,733	58,229	66,276
	収集運搬費	34,097	33,838	30,675	39,064	39,028	39,864	40,024	41,695	45,401
その他	中間処理費	24	1,520	857	16	0	0	2,078	1,201	1,268
	最終処分費	2,013	1,507	1,354	10,540	11,289	14,581	12,409	12,555	16,161
	その他	14,251	13,007	15,911	5,226	18,324	8,124	2,222	2,778	3,446
	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	小計	88,015	86,987	86,184	83,722	102,559	98,044	87,515	84,232	102,216
	その他	190,823	78,762	70,868	1,901	178,424	81,295	98,296	101,205	96,385
合計		278,838	165,749	157,052	85,623	280,983	179,339	185,811	186,570	198,601
収集人口 (人)		9,804	9,586	9,418	9,225	9,010	8,814	8,623	8,421	8,235
ごみ排出量 (t)		3,127	2,773	2,874	2,852	2,936	2,997	3,015	2,920	2,874
処理単価	1人当たり (円/人)	28,441	17,291	16,676	9,282	31,186	20,347	21,548	22,155	24,117
	1t当たり (円/t)	89,183	59,777	54,652	30,018	95,713	59,847	61,639	63,884	69,112

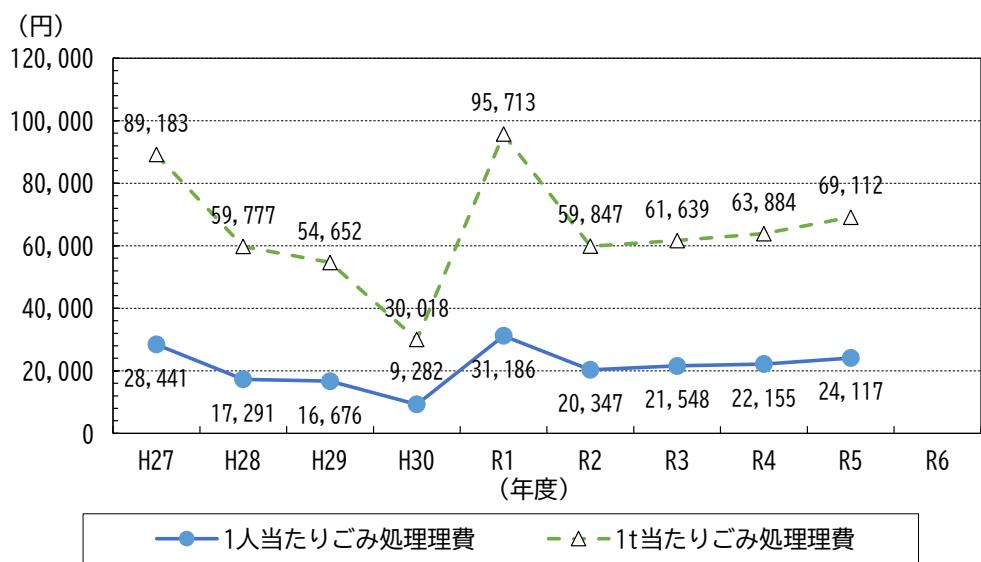


図 3-15 1人当たり及び1t当たりごみ処理経費

【コラム①】生ごみ処理機等補助制度を通じたごみ減量化のための取組

本町では、ごみの減量化を図るため、町民が「家庭用生ごみ処理容器等」を購入する場合、平成24（2012）年度より費用の一部を助成しています。

助成金額等は、生ごみ処理機（電気式）及び生ごみ処理容器（コンポスト）で以下のようになっています。

- ・生ごみ処理機：購入価格の2分の1以内で、上限25,000円で1世帯1基まで
- ・生ごみ処理容器：購入価格の2分の1以内で、上限2,500円で1世帯2基まで

各年度のそれぞれの補助件数の実績は、表3-1-1のとおりで、令和6（2024）年度まで累計55件となっています。

また、令和6（2024）年度から生ごみ処理機の貸し出し（貸出期間：貸出開始日を含め連続した15日以内）を行っており、令和6（2024）年度は20台を貸し出しました。

令和7（2025）年1月1日付けの世帯数は3,759世帯（表2-2参照）、可燃ごみ中のちゅう芥類の割合は、令和元（2019）年度～令和5（2023）年度の平均で17.6%（表3-6参照）となっています。生ごみ処理機等の補助を受けた家庭が全てのちゅう芥類を生ごみ処理機等で堆肥化したと仮定した場合、令和6（2024）年度時点で以下に示すようになります。可燃ごみの0.26%程度が減量化されることになります。

$$55 \text{ 世帯} \div 3,759 \text{ 世帯} \times 17.6\% = 0.26\%$$

可燃ごみの1%程度を減量化するためには、令和7（2025）年1月1日時点の世帯数でみると、210世帯程度の家庭が生ごみ処理機等を保有して堆肥化を行う必要があります。

表3-1-1 生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の補助件数

種類		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
生ごみ 処理機	年度別	4	1	10	5	0	0	0	0	1	4	0	1	2
	累計	4	5	15	20	20	20	20	20	21	25	25	26	28
生ごみ 処理容器	年度別	0	0	0	0	6	2	1	0	2	4	0	4	8
	累計	0	0	0	0	6	8	9	9	11	15	15	19	27

（単位：件）

(7) 前計画の数値目標の達成見込み

前計画における中間目標年度（平成 28（2017）年度）及び計画目標年度（令和 7（2025）年度）における排出抑制及び再資源化の目標は、次に示すとおりです。

・排出抑制

平成 28（2017）年度の1人1日当たり排出量を現状（平成 21（2010）年度）の840 g /人・日を10%程度減じた750 g /人・日を目標とします。

また、平成 29（2018）年度以降目標年度までの間は、750 g /人・日を維持するものとします。

・再資源化率（焼却残渣資源化を含む）

平成 21（2010）年度実績の31%以上を維持するものとします。

前計画の数値目標の達成状況は、図 3-1 6 及び図 3-1 7 に示すとおりです。

1人1日当たり排出量（図 3-1 6）については、前計画の基準年度（平成 21（2010）年度）の数値（840 g /人・日）及び目標値（750 g /人・日）を超える状況となっており、目標達成は困難な状況です。

また、再資源化率（焼却残渣資源化を含む）（図 3-1 7）についても、前計画の目標値（31%以上）よりかなり低い状況にあり、目標達成は困難な状況です。

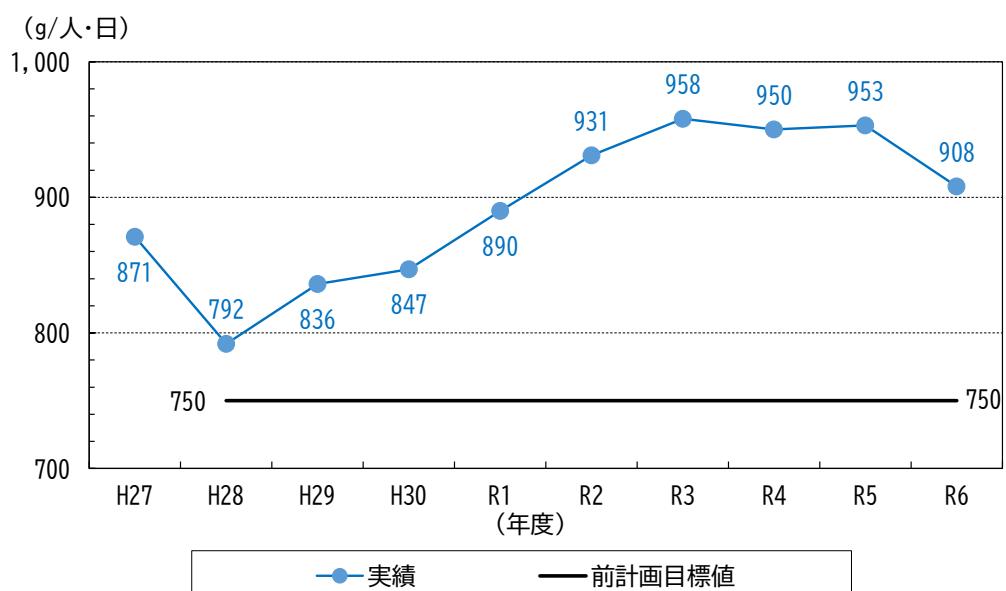


図 3-1 6 1人1日当たり排出量の目標達成状況

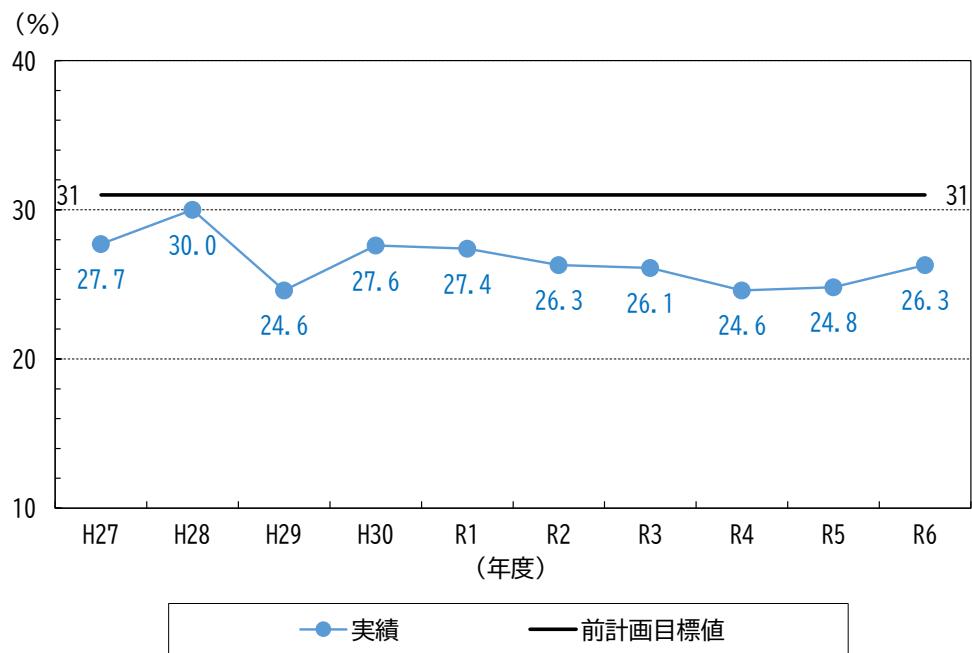


図 3-17 再資源化率の目標達成状況（焼却残渣資源化を含む）

(8) 類似自治体との比較

令和5(2023)年度の環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果及び市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールに基づき、本町の類似自治体（17自治体）と比較し、本町のごみ処理体制を客観的に評価しました。

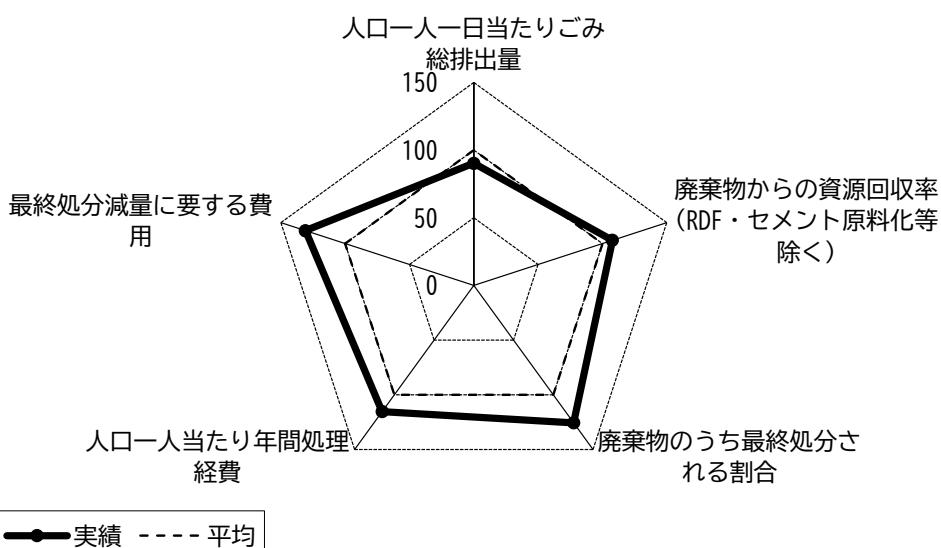
一般廃棄物処理システムの評価項目を表3-12に、類似自治体との比較結果を図3-18及び表3-13に示します。また、広域処理の計画がある3市（市原市、勝浦市、いすみ市）は、類似自治体には該当しませんが、参考として表3-14に示します。

本町の実績値の指数は、人口1人1日当たりごみ総排出量以外の項目で類似自治体の平均を上回っており、本町の一般廃棄物処理システムは類似自治体より優れていると評価されます。なお、本町の人口1人1日当たりごみ総排出量が多い理由は、事業系ごみ量の割合が高いことが要因として考えられます。

表3-12 一般廃棄物処理システムの評価項目

評価項目	算出方法	指標化方法	指標の見方
人口1人1日当たりごみ総排出量	総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 × 1000	{1-(実績値-平均値)} ÷ 平均値 × 100	ごみ排出量が少ないほど 指数は大きくなる
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	資源化量 ÷ 総排出量	実績値 ÷ 平均値 × 100	資源化率が高いほど 指数は大きくなる
廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分量 ÷ 総排出量	{1-(実績値-平均値)} ÷ 平均値 × 100	廃棄物のうち最終処分される割合が低くなるほど 指数は大きくなる
人口1人当たり年間処理経費	(処理費+委託費+人件費) ÷ 計画収集人口	{1-(実績値-平均値)} ÷ 平均値 × 100	1人当たりの年間処理経費が少なくなるほど 指数は大きくなる
最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費-最終処分費-調査研究費) ÷ (ごみ総排出量-最終処分量)	{1-(実績値-平均値)} ÷ 平均値 × 100	最終処分減量に要する費用が少なくなるほど 指数は大きくなる

類似市町村数 17



資料：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度実績）

図3-18 類似自治体との比較

表 3-13 類似自治体との比較

都道府県	市町村名	人口	人口1人1日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
(人)	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)		
千葉県	酒々井町	20,303	917	9.1%	3.0%	9,939	30,058
千葉県	栄町	19,905	710	18.1%	10.6%	11,256	47,149
千葉県	神崎町	5,677	849	15.3%	14.2%	9,732	34,586
千葉県	多古町	13,590	602	9.5%	4.4%	10,491	46,258
千葉県	東庄町	12,946	805	13.4%	9.5%	11,723	41,690
千葉県	九十九里町	14,421	968	18.7%	2.3%	13,861	39,315
千葉県	芝山町	6,829	1,444	4.9%	10.4%	25,477	52,179
千葉県	横芝光町	22,423	708	9.4%	9.6%	14,694	60,419
千葉県	一宮町	12,379	895	13.2%	12.2%	10,223	33,164
千葉県	睦沢町	6,642	735	14.3%	12.1%	10,572	41,699
千葉県	長生村	13,536	671	12.6%	12.4%	8,363	36,304
千葉県	白子町	10,603	794	11.6%	12.4%	9,240	33,837
千葉県	長柄町	6,352	853	13.2%	12.0%	11,007	37,359
千葉県	長南町	7,292	650	20.0%	12.1%	11,354	50,647
千葉県	大多喜町	8,235	953	15.4%	6.4%	12,412	31,983
千葉県	御宿町	7,040	1,109	29.0%	0.0%	52,950	130,430
千葉県	鋸南町	6,881	1,100	16.1%	3.0%	15,858	38,434
	平均値	11,474	868	14.3%	8.6%	14,656	46,207

表 3-14 近隣3市との比較（広域処理の計画がある3市）

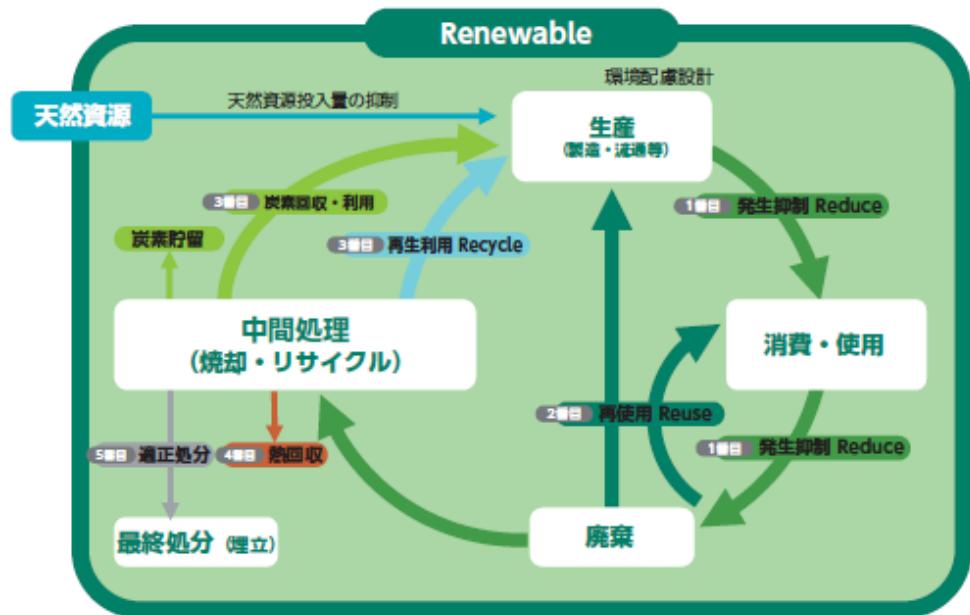
都道府県	市町村名	人口	人口1人1日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
(人)	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)		
千葉県	市原市	268,806	855	17.3%	5.9%	11,970	37,853
千葉県	勝浦市	15,758	1,001	21.1%	10.6%	27,937	80,129
千葉県	いすみ市	35,438	899	20.6%	2.1%	21,946	67,718

2 ごみ処理行政の動向

(1) 廃棄物・リサイクル行政の動向

社会経済活動の高度化に伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会となった影響から、ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められています。国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、法整備等を通じて循環型社会形成を目指してきました。近年においても、令和元（2019）年度に食品ロス削減推進法、令和4（2022）年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が施行されるなど、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が求められています。

近年の国の廃棄物・リサイクル行政においては、循環型社会の形成に向けて、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要とされており、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が推進されています。循環経済への移行によって、図3-19に示す「3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）」をはじめとする資源循環の取組が一層進めば、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながることから、脱炭素社会の実現の観点からも重要とされています。



※Renewable（リニューアブル）：「再生可能な」という意味で、行動としては、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指します。

資料：令和5（2023）年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書、環境省ホームページ「もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin」

図 3-19 3R+Renewable のイメージ図

(2) 関係法令・計画

1) 国の関連計画

① 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

令和 6 (2024) 年 8 月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、「循環型社会の全体像に関する指標」と 5 つの柱（重点分野）別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」を設定しています。循環型社会形成のための指標・数値目標のうち、本計画に関連する指標の抜粋を表 3-15 に示します。

表 3-15 第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標（抜粋）

指 標	数値目標	目標年度
循環型社会の全体像に関する取組指標		
循環型社会形成に関する 国民の意識・行動	廃棄物の減量化や循環利用、 グリーン購入の意識	90%
	具体的な 3R 行動の実施率	50%
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標		
地域特性を活かした廃棄物 の排出抑制・循環利用の状況	1 人 1 日当たりごみ焼却量	約 580g 令和 12 (2030) 年度

② 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）」が定められています。

令和 5 (2023) 年 6 月には、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、方針が変更されました。

なお、廃棄物の減量化の目標量については、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面令和 7 (2025) 年度を目標年度として進めていくとされています。

③ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、令和 5 (2023) 年度から令和 10 (2028) 年度を計画期間とした、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき策定されるものです。

令和 5 (2023) 年 6 月に閣議決定した新計画では、「(1) 基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」、「(2) 災害時も含めた持続可能な

適正処理の確保」、「(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」の基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標を設定しています。(表 3-16)

表 3-16 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標（抜粋）

指 標	数値目標	目標年度
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率)	20%→28%	令和9 (2027)年度
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%→22%	
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%→46%	

※矢印の左側は令和2（2020）年度の実績値を示しています

④ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（プラスチック資源循環法）

プラスチック資源循環法は、令和3（2021）年6月11日に公布され、令和4（2022）年4月1日より施行されました。本法は、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるべく制定されました。

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するとしています。

⑤ 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年10月に施行されました。当該法第13条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和2（2020）年3月に閣議決定されました。この方針では、食品ロスの削減目標として、表 3-17 の数値目標を設定しています。

表 3-17 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

項目	数値目標	目標年度
家庭系食品ロス	平成 12（2000）年度の半減	令和 12（2030）年度
事業系食品ロス		
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

2) 県の関連計画

① 第 10 次千葉県廃棄物処理計画

第 10 次千葉県廃棄物処理計画は、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画（平成 29（2017）年 10 月策定）及び千葉県環境基本計画（平成 31（2020）年 3 月策定）を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものであり、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度を計画期間としています。

目標値の設定にあたっては、国の第四次循環型社会形成推進基本計画で示された目標を基本として設定しています。なお、国の計画の見直しにあわせ、従前の「再生利用率」に代えて「出口側の循環利用率」を新たに設定しています（表 3-18）。

表 3-18 第 10 次千葉県廃棄物処理計画における一般廃棄物排出量等の目標値

区分	前 計 画		本 計 画		
	令和 2（2020）年度 (目標年度)		平成 30（2019）年度 (基準年度)	令和 7（2025）年度 (目標年度)	
	目標値	予測値 ^{※1}	実績値	予測値 ^{※1}	目標値
排出量	196 万 t 以下	204 万 t	206 万 t	198 万 t	183 万 t 以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g 以下	508g	507g	499g	440g 以下
出口側の循環利用率 ^{※2}	—	—	22.4%	22%	30%以上
再生利用率	30%以上	22.2%	—	—	—
最終処分量	13 万 t 以下	14.4 万 t	14.3 万 t	14 万 t	13 万 t 以下

※1 「予測値」は、現行の施策を継続した場合に予想される推計値です。

※2 「出口側の循環利用率」の計算方法は、従前の計画の再生利用率と同じです。

3) 町の関連計画

① 大多喜町第4次総合計画

令和7（2025）年度をもって終了する「大多喜町第3次総合計画」に代わり、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間のまちづくりの指針として、令和8（2026）年3月に「大多喜町第4次総合計画」を策定しています。第4次総合計画では、本町の地域特性や町民のニーズ、社会潮流からみた分野別課題を踏まえ、本町が進めてきたまちづくりを引き継ぎ、誰もが「住み続けたい。住んでよかった」、そして、「住んでみたい」と思える町の実現を目指し、町全体の魅力を一体として高めるまちづくりを進めるため、まちづくりの指針として将来像（10後の目指すべきまちの姿）を「みんなでつくる持続可能な住みやすいまち 大多喜」としています。

第4次総合計画は、基本構想（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）と、前期と後期それぞれ5年間を計画期間とする基本計画、3年間を計画期間とする実施計画で構成しています。

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする前期基本計画におけるごみに関連する事項の概要を表 3-19に示します。

表 3-19 大多喜町第4次総合計画 前期基本計画の概要（抜粋）

基本構想										
まちづくりの基本理念		1. 誰もが住みやすいまちを目指して 2. 地域の誇りをもってつながりがあるまちを目指して 3. みんなが心も体も元気で健康なまちを目指して								
将来像		みんなでつくる持続可能な住みやすいまち 大多喜								
基本計画（前期基本計画）										
基本目標IV		自然環境と調和したまちづくり【生活環境】 恵まれた自然環境を次世代に継承するために、住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、環境負荷の低減、資源の循環、自然環境の保全に向けた活動に連携・協働して取り組むとともに、森林資源の地産地消を図るなど、持続可能な脱炭素社会の形成に努めます。								
基本方針		環境負荷の低減を目指し、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を促進するとともに、きれいなまちづくりを推進し、循環型社会の構築を進めます。								
施策の体系	環境保全	1. 脱炭素社会の推進 2. 環境美化の推進 3. 地域環境の保全								
		衛生管理 1. ごみの発生抑制・再利用・再生利用の意識の高揚 ◆ ごみの発生量抑制・再利用・再生利用への意識高揚を目標に掲げ、広報紙・ホームページ等により住民周知に努めます。 ◆ 生ごみ処理機については、制度の必要性を周知し、普及促進に努めます。								
		○ 成果指標（令和12(2030)年度）								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標名</th><th style="text-align: center;">現状値</th><th style="text-align: center;">目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般廃棄物排出量</td><td style="text-align: center;">2,662 t</td><td style="text-align: center;">2,569 t</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">ごみ資源化率</td><td style="text-align: center;">16.1% (429 t)</td><td style="text-align: center;">16.2% (416 t)</td></tr> </tbody> </table>		指標名	現状値	目標値	一般廃棄物排出量	2,662 t	2,569 t	ごみ資源化率	16.1% (429 t)
指標名	現状値	目標値								
一般廃棄物排出量	2,662 t	2,569 t								
ごみ資源化率	16.1% (429 t)	16.2% (416 t)								
2. ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底 ◆ 人口減少・少子高齢化の進行等への対応を踏まえ、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保していくために、ごみ処理の効率化や環境負荷の低減を図ります。 ◆ 市原市の新たなごみ処理施設供用開始となる令和14(2032)年度に向け引き続き市原市と協議を進めるとともに、市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等を計画的に進めます。 ◆ これまで各行政区でごみ集積所の設置・管理に関する手続きを行ってきましたが、今後は行政区に所属しない世帯に配慮したルールの見直しに努めます。										
3. 災害ごみの仮置場の確保 ◆ 災害ごみの仮置場の確保を図ります。										
4. 水道水の安定供給										
5. 上水道未普及地域への支援										
6. し尿収集・処理体制の充実										
7. 合併処理浄化槽の設置促進及び適切な管理指導										
8. 斎場の適正管理										

(3) ごみ処理の広域化について

① 国の動向

ごみ処理の広域化については、平成 9（1997）年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9（1997）年 5 月 28 日付け衛環第 173 号）が国から通知され、千葉県においては平成 11（1999）年 3 月に、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止やマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの推進等を目的とする「千葉県ごみ処理広域化計画」を策定しました。当該計画では、計画策定時に 55 施設ある焼却施設を、平成 19（2007）年度までに 40 施設にすること等を目標としており、計画を基に施設の集約化等が進められた結果、令和 2（2020）年度末時点で、千葉県内では 41 の焼却施設が稼働しています。

こうした中で、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成 31（2020）年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号。以下、「国の通知」という。）が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

② 県の動向

そこで、千葉県では、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進するため、「第 10 次千葉県廃棄物処理計画」の中で、「ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」の項目を設け、「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付けました。計画期間は国の通知を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度末までの 10 年間としています。

検討の対象とする処理・施設については、当面、焼却処理施設を対象とし、以下のいずれかに該当する市町村等以外を対象としました。

- ・平成 22（2010）年度以降に設置された施設を有している市町村等
- ・新設または改良工事（令和 24（2041）年度以降まで共用するもの）が予定されており、既に調査や工事に着手済み、又は、令和 3（2021）年度の循環型社会形成推進交付金を要望済みの市町村等

本町を含む夷隅郡市の 2 市 2 町及び市原市についても、検討対象の市町村に含まれています。

③ 夷隅郡市 2 市 2 町及び市原市の動向

市原市では、可燃ごみについては、市原市福増クリーンセンターの第一工場及び第二工場で焼却処理していますが、両工場とも老朽化が著しく、新しい焼却施設の整備が急務となっています。

一方、本町を含む夷隅郡市 2 市 2 町では、広域化による施設整備を計画していましたが、実現しない状況の中、令和 5（2023）年 5 月に新施設の整備を検討していた市原市への広域処理を申し入れ、その後数回にわたる広域化検討会議を経て、令和 7 年 1 月に 2 市 2 町より市原市に対し広域処理に参画する旨を回答しました。

その後、市原市において広域処理に係る概算費用分担等を検討し、協議した結果、夷隅郡市 2 市 2 町との広域処理を実施する方針となりました。

令和 7（2025）年 5 月には、市原市において新焼却施設の基本的な事業内容（ごみ処理に関する事項、環境保全に関する事項、整備・運営に関する事項等）を整理した「新焼却施設整備基本計画」が策定されました。この基本計画において、新焼却施設は、市原市福増クリーンセンター敷地内を建設予定地として、令和 10（2028）年度から施設整備を行い、令和 14（2032）年度の供用開始を目指しています。

第4章 ごみ処理の課題

ごみ処理の現況を踏まえた本町におけるごみ処理の課題は以下のとおりです。

(1) 発生・排出抑制

本町のごみ排出量は令和3（2021）年度をピークに減少傾向にありますが、1人1日当たりのごみ排出量は令和2（2020）年度以降は横ばい傾向で、全国平均及び千葉県平均より高く、前計画の目標値を大幅に超過する状況となっています。これは、ごみ排出量に対し事業系ごみ量の割合が他市町村よりも高いことが要因と考えられ、事業系ごみの減量化・資源化への対策を検討する必要があります。

一方、1人1日当たりの生活系ごみ排出量についても、全国平均及び千葉県平均を下回っているものの、令和2（2020）年度以降横ばい傾向であることから、生活系ごみについても、減量化・資源化への対策をより強化していく必要があります。

(2) 資源化

本町のリサイクル率（焼却灰を含む）は令和5（2023）年度で26.3%で、前計画の目標値（31%以上）の達成は困難な状況です。一方、1人1日当たり資源化量では、全国平均及び千葉県平均より高くなっています。本町はごみの資源化に向けた取組が比較的進んでいると評価できます。

一方、現在分別収集・資源化に取り組んでいる容器包装プラスチックについては、分別が徹底していないため、大半が可燃ごみとして処理せざるを得ない状況にあります。また、いすみ市の焼却施設に搬入された可燃ごみの性状結果によると、紙類やプラスチック類が可燃ごみ全体の約7割を占めるなど、更なる資源化の可能性があり、分別の徹底等を進めていく必要があります。

(3) 収集・運搬

本町の可燃ごみは、民間委託により、現在いすみ市の焼却施設に搬入していますが、令和14（2032）年度以降は広域化により、本町から約30km離れた市原市に建設される焼却施設に搬入することになり、現状に比べ運搬距離が約20km延伸することが想定されています。

現行のごみ処理経費では、委託費のうち収集・運搬費が占める割合が大きく、今後広域化により収集・運搬費が更に増加することが予想されるため、より効率的な収集・運搬方法を検討する必要があります。また、広域化には、本町を含め夷隅郡市2市2町が参加するため、他市町と連携した検討が必要となります。

(4) 中間処理

本町のごみの処理は、可燃ごみはいすみ市の焼却施設での委託処理、資源ごみ及び不燃ごみは、本町の資源化施設の環境センターで分別後資源化しています。

可燃ごみについては、令和14（2032）年度以降、市原市に整備される新施設にて処理される予定となっています。市原市や2市2町と連携して着実な事業の実施を進めるとともに、現行のごみ処理体制について見直しを図る必要があります。

(5) 最終処分

本町では最終処分場を有しないため、民間委託により処分されています。最終処分されるごみの多くは、環境センターで分別された後の不燃残渣であり、最終処分量を減らすためには、分別の徹底を進める必要があります。

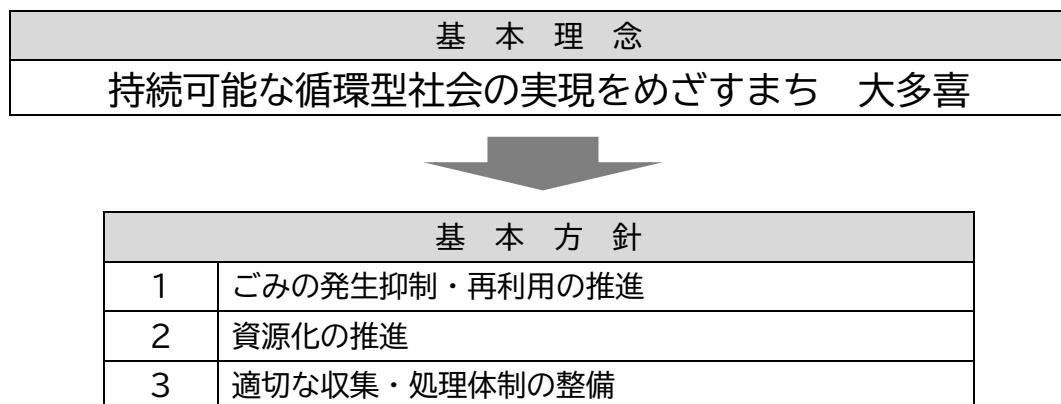
第5章 ごみ処理基本計画

1 基本理念及び基本方針

前計画では、基本理念は定めず、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が進めている広域のごみ処理施設整備計画と連携を図りながら、「ごみ減量化を促進するとともに資源・エネルギーの有限性を踏まえて、最大限のリサイクルと環境負荷の少ない適切なごみ処理体制の確立を図るものとする。」ことを基本方針として掲げていました。

令和8（2026）年3月に策定された「大多喜町第4次総合計画」では、将来像（10年後の目指すべきまちの姿）を『みんなでつくる持続可能な住みやすいまち 大多喜』とし、誰もが「住み続けたい。住んでよかった」、そして、「住んでみたい」と思える町の実現を目指しています。ごみ処理については、基本目標「自然環境と調和したまちづくり【生活環境】」の中で、基本方針や施策の内容等が示されています（表 3-1-9）。

本計画では、総合計画の内容を踏まえ、以下の基本理念及び基本方針を掲げ、ごみ減量化・資源化を促進するとともに、持続可能で環境負荷の少ない適切なごみ処理体制の確立を図るものとします。



2 目標年次

計画期間は令和 8（2026）年度を初年度とし、中間目標年度及び計画目標年度は次のとおりとします。

計画初年度：令和 8（2026）年度

中間目標年度：令和 14（2032）年度

計画目標年度：令和 22（2040）年度

3 ごみの発生量及び処理量の見込み（現状のまま推移した場合）

（1）推計に当たっての基本的な考え方

ごみ排出量等の将来推計の流れは、図 5-1 に示すとおりです。

ごみ排出量の推計は、過去のごみ排出量を基に、1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）、あるいは1日当たりのごみ排出量（事業系ごみ）を推計し、これを排出原単位として、各年度の将来人口との積によって求める下記の方法が基本となっています。

$$W = m \times P \times 10^{-6} + q$$

W : 1日当たりのごみ量 (t/日)

m : 1人1日当たりの排出原単位(g/人・日)

P : 各年度の将来人口 (人)

q : 1日当たりの排出原単位 (t/日)

現在の収集体制におけるごみ排出量の推計を行った後、排出抑制・リサイクル等に関する施策の展開について検討を行い、目標値の設定を行うこととします。

将来ごみの排出原単位は、過去の実績値に基づき、トレンド法により推計するものとします。

将来推計に用いる傾向線の種類は、以下の6種類とし、採用に当たっては、近年の実績の推移及び将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾をきたさないことを考慮して、最も適切と判断される傾向線を選択するものとします。

<予測に用いる傾向線>

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ① 一次直線 | : $Y = a + b \cdot t$ |
| ② ルート曲線 | : $Y = a + b \cdot \sqrt{t}$ |
| ③ 自然対数曲線 | : $Y = a + b \cdot \log t$ |
| ④ 一次指數曲線 | : $Y = a \cdot b^t$ |
| ⑤ べき曲線 | : $Y = Y_0 + a \cdot t^b$ |
| ⑥ ロジスティック曲線 | : $Y = K / (1 + e^{b-a \cdot t})$ |

ここに、

Y : 理論値（予測値）

a、b、c : 実績値より定める定数

t : 時間係数

(年度の変化を示す。平成27(2015)年度をt=1と設定)

K : 上限値

1) 人口（行政区域内人口）

行政区域内人口の将来人口は、大多喜町第2次人口ビジョン（以下「第2次人口ビジョン」といいます。）における目標人口を採用することとします。

2) 生活系ごみ

ごみ排出量の推計は、収集ごみ量及び直接搬入ごみ量を加えた過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の「1 人 1 日当たりごみ排出量（g/人・日）」（原単位）を基に、トレンド法を行うこととします。

また、ごみの種類（項目）別の推計については、各項目の排出割合の実績値で按分することとします。

3) 事業系ごみ

事業系ごみの推計は、過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の「1 日当たりごみ排出量（t/日）」（原単位）を基に、トレンド法を行うこととします。

また、ごみの種類（項目）別の推計については、各項目の排出割合の実績値で按分することとします。

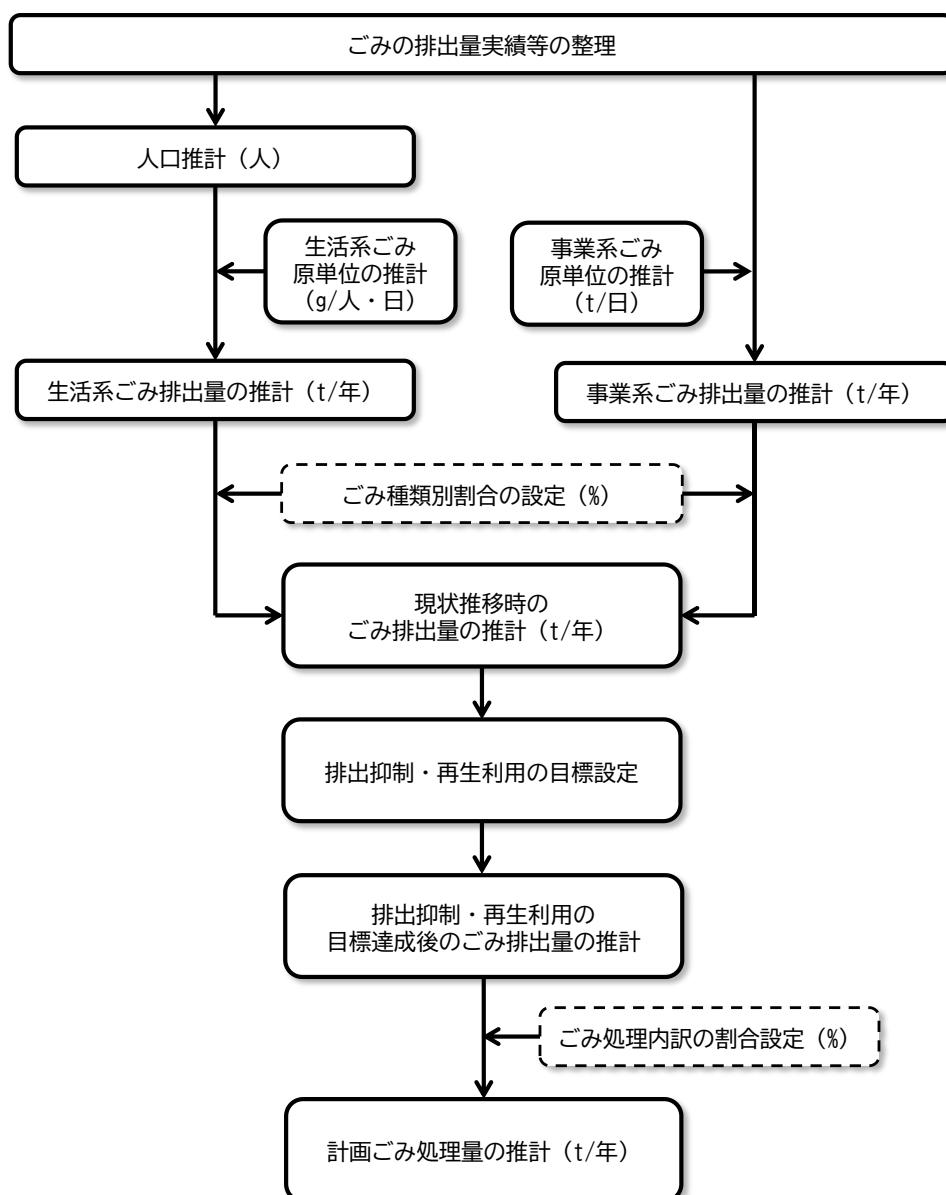


図 5-1 ごみ排出量等の将来推計の流れ

4) 行政区域内人口の将来推計

第2次人口ビジョンにおいて、本町の将来人口は、本計画の目標年度である令和22(2040)年には6,547人まで減少することが見込まれています。

本計画における将来人口は、第2次人口ビジョンにおける令和7(2025)年から令和22(2040)年までの推計結果を使用するものとします。なお、第2次人口ビジョンでは5年間隔の推計結果を公表しているため、推計結果が公表されていない年については直線補完により推計するものとします。

第2次人口ビジョンにおける将来人口を直線補完した結果を表5-1及び図5-2に示します。

表5-1 行政区域内人口の推計結果

年 度	R7*(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)
行政区域内 人口 (人)	7,949	7,865	7,780	7,695	7,611	7,526	7,423	7,321
年 度	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)	R18(2036)	R19(2037)	R20(2038)	R21(2039)	R22(2040)
行政区域内 人口 (人)	7,218	7,116	7,013	6,920	6,827	6,733	6,640	6,547

※令和7(2025)年の第2次人口ビジョンにおける推計人口が、実績人口よりも多くなっていたため、令和12(2040)年までは、令和6(2024)年の実績人口から令和12(2040)年の推計人口までの直線補完としています。

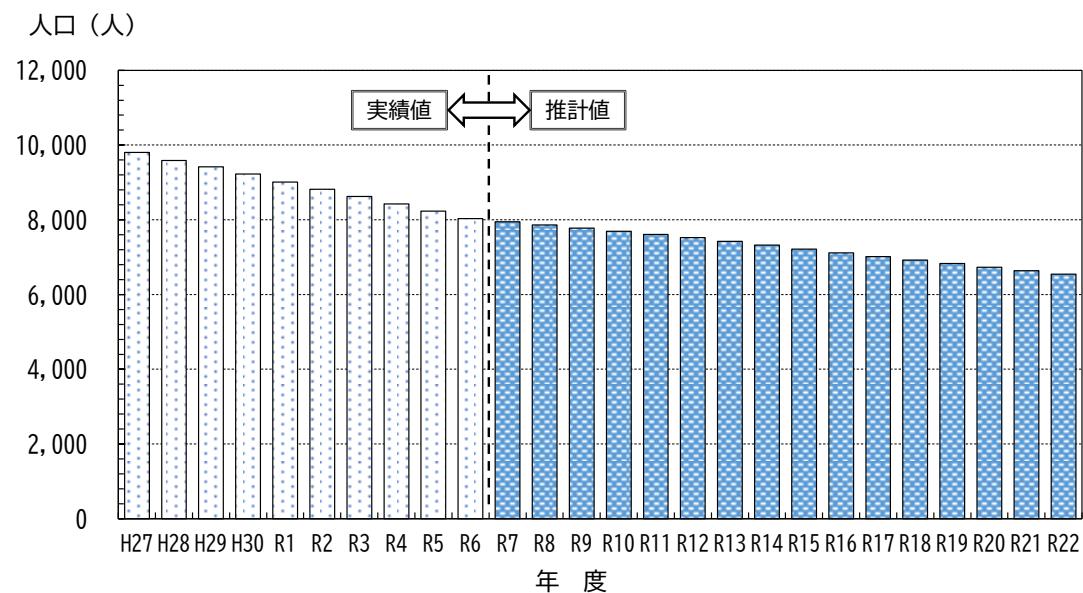


図5-2 行政区域内人口の推計結果

5) ごみ排出量及びごみ排出原単位の実績

ごみ排出量の推計に用いる過去10年間のごみ排出量、処理・処分量及びごみ排出原単位の実績は、表5-2に示すとおりです。

表5-2 ごみ排出量、処理・処分量及びごみ排出原単位の実績

項目	年度	実績										
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
人口	単位	人	9,804	9,586	9,418	9,225	9,010	8,814	8,623	8,421	8,235	8,034
生活系ごみ	t/年	1,949	1,787	1,942	1,908	1,961	2,000	1,939	1,865	1,836	1,763	
	t/日	5.33	4.90	5.32	5.23	5.36	5.48	5.31	5.11	5.02	4.83	
可燃ごみ	g/人・日	543.2	510.7	565.0	566.7	594.7	621.7	615.9	606.7	609.3	601.2	
資源ごみ	t/年	1,210	1,126	1,259	1,257	1,285	1,287	1,255	1,264	1,209	1,172	
不燃ごみ	g/人・日	337.3	321.7	366.1	373.3	389.8	400.0	398.6	411.2	401.3	399.6	
収集	t/年	499	473	471	445	438	459	427	411	415	398	
可燃ごみ	t/年	1,149	1,103	1,217	1,222	1,245	1,247	1,211	1,227	1,166	1,115	
資源ごみ	t/年	448	422	427	406	399	408	383	368	371	349	
不燃ごみ	t/年	135	126	135	141	165	163	153	114	130	112	
直接搬入	t/年	218	135	163	140	152	182	192	155	169	187	
可燃ごみ	t/年	62	22	42	35	40	40	44	37	43	56	
資源ごみ	t/年	50	51	44	40	38	52	44	43	44	49	
不燃ごみ	t/年	105	62	78	65	73	90	104	76	82	81	
事業系ごみ	t/年	1,177	986	931	944	974	997	1,076	1,056	1,037	899	
	t/日	3.22	2.70	2.55	2.59	2.66	2.73	2.95	2.89	2.83	2.46	
可燃ごみ	t/年	1,084	909	856	871	895	913	1,008	998	968	850	
焼却施設搬入分	t/年	2.96	2.49	2.35	2.39	2.44	2.50	2.76	2.73	2.65	2.33	
環境センター搬入分	t/年	1,062	895	843	858	875	900	994	983	952	837	
資源ごみ	t/年	26	21	20	17	12	14	18	8	10	9	
	t/日	0.07	0.06	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05	0.02	0.03	0.03	
不燃ごみ	t/年	67	56	55	56	68	69	50	50	59	40	
t/日	0.18	0.15	0.15	0.15	0.19	0.19	0.14	0.14	0.16	0.11		
合計	t/年	3,127	2,773	2,874	2,852	2,936	2,997	3,015	2,920	2,874	2,662	
	t/日	8.54	7.60	7.87	7.81	8.02	8.21	8.26	8.00	7.85	7.29	
可燃ごみ	t/年	871.3	792.5	836.0	847.1	890.2	931.5	957.8	950.1	953.4	907.7	
資源ごみ	t/年	2,294	2,034	2,115	2,128	2,180	2,200	2,262	2,262	2,178	2,021	
不燃ごみ	t/年	525	494	491	463	450	473	445	419	425	407	
焼却量	t/年	2,385	2,161	2,154	2,169	2,229	2,253	2,312	2,311	2,231	2,067	
	t/日	6.52	5.92	5.90	5.94	6.09	6.17	6.33	6.33	6.10	5.66	
直接搬入可燃ごみ	t/年	664.6	617.7	626.5	644.0	675.9	700.3	734.4	751.8	740.3	704.8	
生活系収集可燃ごみ	t/年	1,149	1,103	1,217	1,222	1,245	1,247	1,211	1,227	1,166	1,115	
事業系焼却施設搬入分	t/年	1,062	895	843	858	875	900	994	983	952	837	
環境センターからの搬入分(可燃物)	t/年	174	163	94	89	108	105	107	101	113	114	
焼却残渣量	t/年	309	290	262	277	309	254	274	283	387	270	
搬入量	t/年	916	775	814	773	815	849	810	711	755	709	
可燃ごみ	t/年	84	36	55	48	59	53	58	52	60	69	
生活系直接搬入可燃ごみ	t/年	62	22	42	35	40	40	44	37	43	56	
事業系環境センター搬入分	t/年	22	14	14	13	19	13	14	15	17	13	
資源ごみ	t/年	525	494	491	463	450	473	445	419	425	407	
生活系資源ごみ	t/年	499	473	471	445	438	459	427	411	415	398	
事業系資源ごみ	t/年	26	21	20	17	12	14	18	8	10	9	
不燃ごみ	t/年	307	244	268	262	306	323	307	240	271	233	
生活系不燃ごみ	t/年	240	188	213	206	238	254	257	190	212	193	
事業系不燃ごみ	t/年	67	56	55	56	68	69	50	50	59	40	
搬出量	t/年	928	851	718	749	805	859	801	709	739	714	
可燃物(資源化できないもの)	t/年	174	163	94	89	108	105	107	101	113	114	
資源化物	t/年	558	539	446	509	518	533	512	432	443	429	
不燃物(最終処分)	t/年	196	149	178	152	179	220	182	175	183	171	
P E T	t/年	36	34	35	35	38	34	36	34	38	42	
プラマーク製品	t/年	20	13	21	16	17	20	17	17	11	18	
缶	t/年	43	29	46	43	44	43	34	31	28	32	
アルミ缶	t/年	15	11	18	18	17	19	15	15	13	15	
スチール缶	t/年	28	19	27	25	26	24	20	17	16	17	
びん	t/年	95	77	65	70	61	66	62	42	51	43	
紙類	t/年	278	244	160	227	223	241	220	211	214	201	
新聞	t/年	100	85	83	77	69	53	53	55	48	50	
雑誌	t/年	109	96	10	87	88	110	90	76	81	71	
段ボール	t/年	68	62	66	63	65	78	77	80	85	79	
牛乳パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	
古着	t/年	19	19	19	21	21	21	24	19	21	20	
焼却灰	t/年	309	293	262	277	287	254	274	285	271	270	
粗大	t/年	54	66	54	48	54	58	50	38	37	33	
アルミガラ	t/年	6	5	5	6	6	6	6	5	6	5	
廃食油	t/年	6	7	3	3	2	3	2	2	2	2	
B D F	t/年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
ガラス陶器類	t/年	0	44	39	40	53	41	60	33	36	34	
合計	t/年	867	832	708	786	805	787	786	717	714	699	
全休	t/年	27.7	30.0	24.6	27.6	27.4	26.3	26.1	24.6	24.8	26.3	
焼却灰除く	t/年	17.8	19.4	15.5	17.8	17.6	17.8	17.0	14.8	15.4	16.1	
資源化率	%	27.7	30.0	24.6	27.6	27.4	26.3	26.1	24.6	24.8	26.3	
焼却灰除く	%	17.8	19.4	15.5	17.8	17.6	17.8	17.0	14.8	15.4	16.1	
最終処分量	t/年	196	149	178	152	179	220	182	175	183	171	
最終処分率	%	6.3	5.4	6.2	5.3	6.1	7.3	6.0	6.0	6.4	6.4	

6) ごみ排出原単位の推計結果

生活系ごみ及び事業系ごみの原単位の将来推計結果は、表 5-3 及び図 5-3 に示すとおりです。（各推計式による結果は資料編参照）

表 5-3 ごみ排出原単位の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

項目	年 度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)	採用した推計式
生活系ごみ (g/人・日)		601.2	605.7	605.7	直近3年間の平均値
事業系ごみ (t/日)		2.5	2.6	2.6	べき曲線

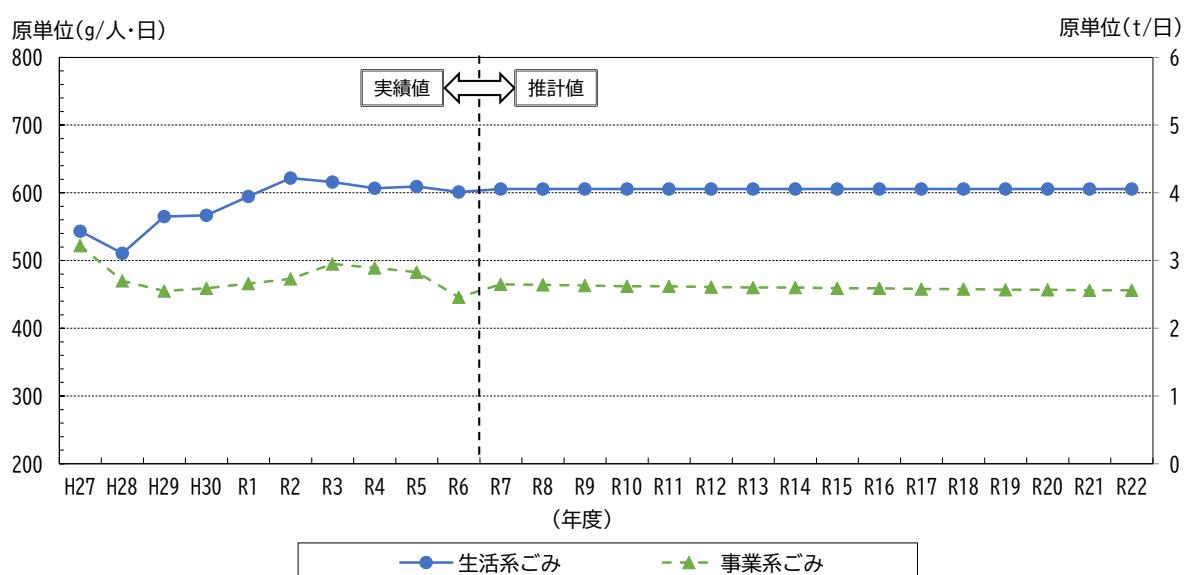


図 5-3 ごみ排出原単位の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

7) ごみ排出量等の推計結果

① ごみ排出量

ごみ排出量の将来推計結果は、表 5-4 及び図 5-4 に示すとおりです。(詳細は資料編参照)

表 5-4 ごみ排出量の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

○ 生活系・事業系別

(単位:t/年)

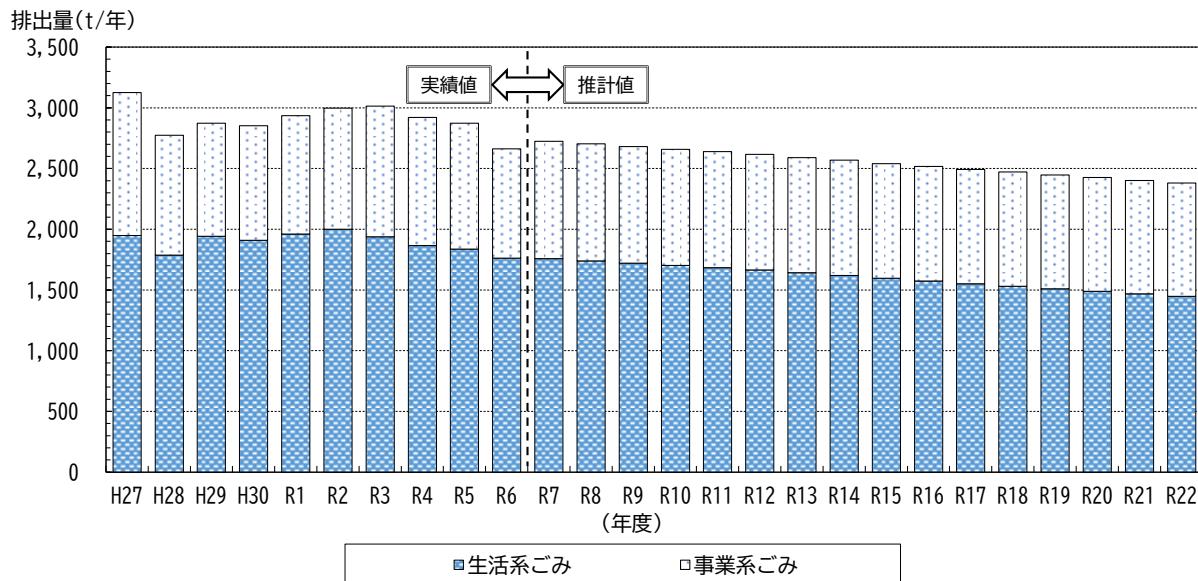
項目 \ 年度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
生活系ごみ	1,763	1,619	1,447
事業系ごみ	899	949	934
合 計	2,662	2,568	2,381

○ ごみの種類別

(単位:t/年)

項目 \ 年度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
可燃ごみ	2,021	1,974	1,846
資源ごみ	407	371	332
不燃ごみ	233	223	203
合 計	2,662	2,568	2,381

○ 生活系・事業系別



○ ごみの種類別

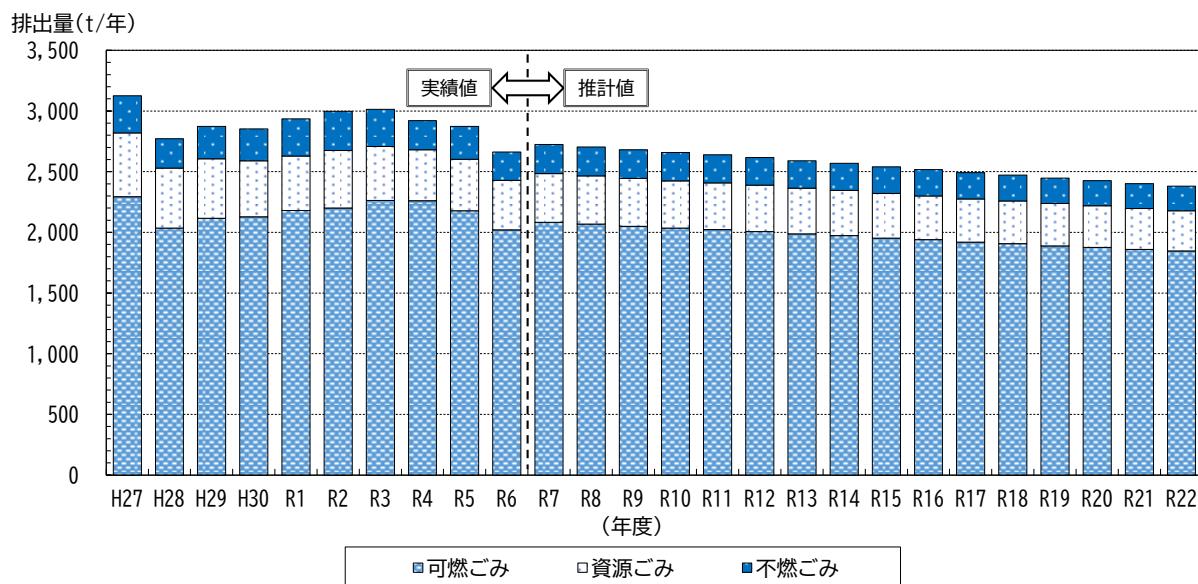


図 5-4 ごみ排出量の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

② リサイクル量及びリサイクル率

リサイクル量及びリサイクル率の将来推計結果は、表 5-5 及び図 5-5 に示すとおりです。（詳細は資料編参照）

表 5-5 リサイクル量及びリサイクル率の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

項目	年 度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
リサイクル量 (t/年)		429	389	351
リサイクル率 (%)		16.1	15.1	14.7

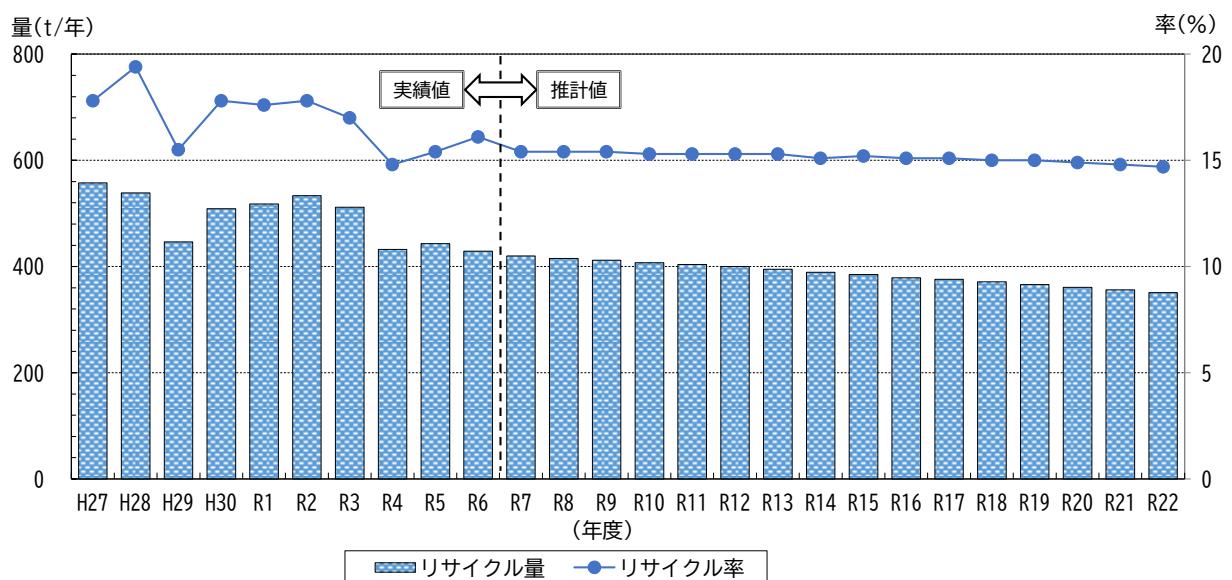


図 5-5 リサイクル量及びリサイクル率の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

③ 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率の将来推計結果は、表 5-6 及び図 5-6 に示すとおりです。（詳細は資料編参照）

表 5-6 最終処分量及び最終処分率の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

項目	年 度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
最終処分量 (t/年)		171	158	142
最終処分率 (%)		6.4	6.2	6.0

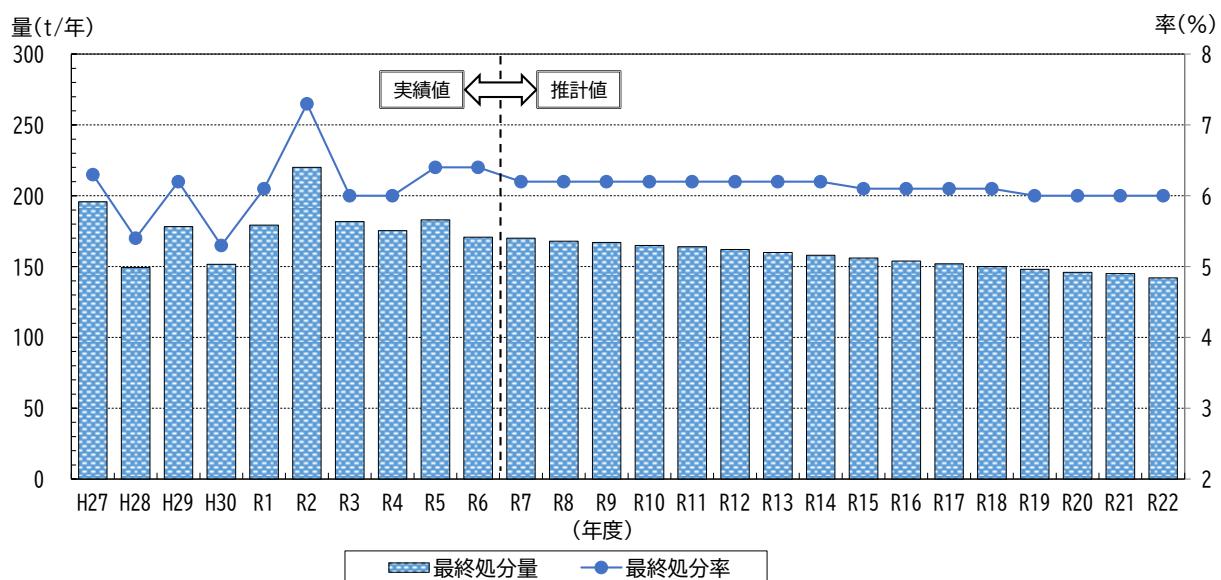


図 5-6 最終処分量及び最終処分率の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

4 ごみ減量化・資源化目標

1) 上位計画等の目標値

ごみの排出抑制や再資源化についての国及び県の方針は、表 5-7（国）及び表 5-8（県）に示すとおりです。

表 5-7 国の指標・数値目標

令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成のための以下に示す指標・数値目標を定めています。

循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物に関する目標値（令和 6（2024）年 8 月）

項目	令和 12（2030）年度 目標値	令和 6（2024）年度 本町の実績値
廃棄物の減量化や循環利用、 グリーン購入の意識	90%	—
具体的な 3R 行動の実施率	50%	—
1人1日当たりごみ焼却量	約 580 g /人・日	704.8 g /人・日

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）では、前回の令和 5（2023）年度見直し分で定めた目標値について、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形で修正し、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めています。

基本方針における一般廃棄物に関する目標値（令和 7（2025）年 2 月変更）

区分	令和 12（2030）年度 目標値	改定前の基本方針の 目標値 (目標年度)	令和 6（2024）年度 本町の実績値
ごみ総排出量	令和 4（2022）年度比 約 9% 削減 約 37 百万トン	約 38 百万トン (令和 7（2025）年度)	—
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	478 グラム	約 440 グラム (令和 9（2027）年度)	約 465 グラム
出口側循環利用率	約 26%	約 28% (令和 9（2027）年度)	26.3%
1人1日当たり ごみ焼却量	約 580 グラム	—	704.8 グラム
最終処分量	令和 4（2022）年度比 約 5% 削減 約 3.2 百万トン	約 3.2 百万トン (令和 9（2027）年度)	—

・「家庭系ごみ」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」

表 5-8 千葉県の指標・数値目標

第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）では、目標項目については前計画と同様とし、目標値の設定にあたっては、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」で示された目標を基本として設定しています。

千葉県廃棄物処理計画における目標値（令和3（2021）年3月）

区分	平成30 (2018) 年度 (基準年度)	令和7（2025）年度 (目標年度)		令和6（2024）年度
	実績値	予測値 ^{※1}	目標値	本町の実績値
排出量	206万t	198万t	183万t以下	—
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g	499g	440g以下	465g
出口側の循環利用率 ^{※2} (再生利用率)	22.4%	22%	30%以上	26.3%
最終処分量	14.3万t	14万t	12万t以下	—

※1：「予測値」は、現行の施策を継続した場合に予想される推計値です。

※2：「出口側の循環利用率」の計算方法は、従前の計画の再生利用率と同じです。

第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物に関する目標値

項目	区分	令和7（2025）年度 目標値	備考
1人1日当たりごみ排出量		約850g/人・日	令和2（2020）年度：901g/人・日
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		約440g/人・日	令和2（2020）年度：520g/人・日
事業系ごみ排出量		約1,100万トン	令和2（2020）年度：1,165万トン
再生利用率		28%	令和2（2020）年度：20.0%

・「家庭系ごみ」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」

2) ごみ減量化・資源化目標値の設定

本町のごみ量実績値及び前計画の目標達成状況、国や県の実績値及び目標値、県内市町村の実績値等を踏まえ、本計画におけるごみ減量化・資源化目標は、以下のような考え方で設定することとします。

- 本町の1人1日当たりごみ排出量が多いのは事業系ごみの割合が大きいことが要因として考えられること、また、国や県の関連計画等では「1人1日当たりごみ排出量」の目標設定はないため、「1人1日当たりごみ排出量」の目標設定は行わないこととします。
- 国や県の関連計画等では、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」が目標設定されています。本町では、令和6（2024）年度時点で、国の基本方針の目標値（478g/人・日）を満足していますが、千葉県の目標値（440g/人・日）は超過しています。そのため、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：440g/人・日以下」を目標値として設定し、生活系ごみ全体の削減とともに、資源化の促進を行うことで実現していきます。
- 事業系ごみについては、本町では、国や県の平均に比べ、割合が多くなっているため、生活（家庭）系ごみの削減目標より大きな削減目標を設定するものとします。
- 資源化は、可燃ごみ中に多く含まれる「紙類」及び「プラスチック類」を対象に、重点的に取り組むこととします。

以上のような考え方を踏まえ、本計画におけるごみ減量化・資源化目標は表 5-9 に示す内容により設定します。

表 5-9 ごみ減量化・資源化目標の設定の考え方

項目	内 容	目標年度
減量化	1人1日当たり生活系ごみ排出量	4%の削減（令和7（2025）年度比）
	1日当たり事業系ごみ排出量	8%の削減（令和7（2025）年度比）
資源化	紙類	新たに 12g/人・日の資源化
	プラスチック類	新たに 10g/人・日の資源化
	古着	新たに 1g/人・日の資源化

3) ごみ減量化・資源化の数値目標

前項で設定した排出抑制及び資源化の目標値を基に推計すると、本計画におけるごみ減量化・資源化の数値目標は、表 5-10 及び図 5-7 のとおりです。

表 5-10 ごみ減量化・資源化の数値目標

指 標	単 位	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
1人1日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	601.2	594.4	581.5
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	465.4	450.6	428.1
1日当たり事業系ごみ排出量	t/日	2.46	2.50	2.36
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	704.8	724.5	720.6
リサイクル率※	%	16.1	16.3	17.4

※リサイクル率は、焼却残渣資源化を含まない値とします。

原単位(g/人・日)

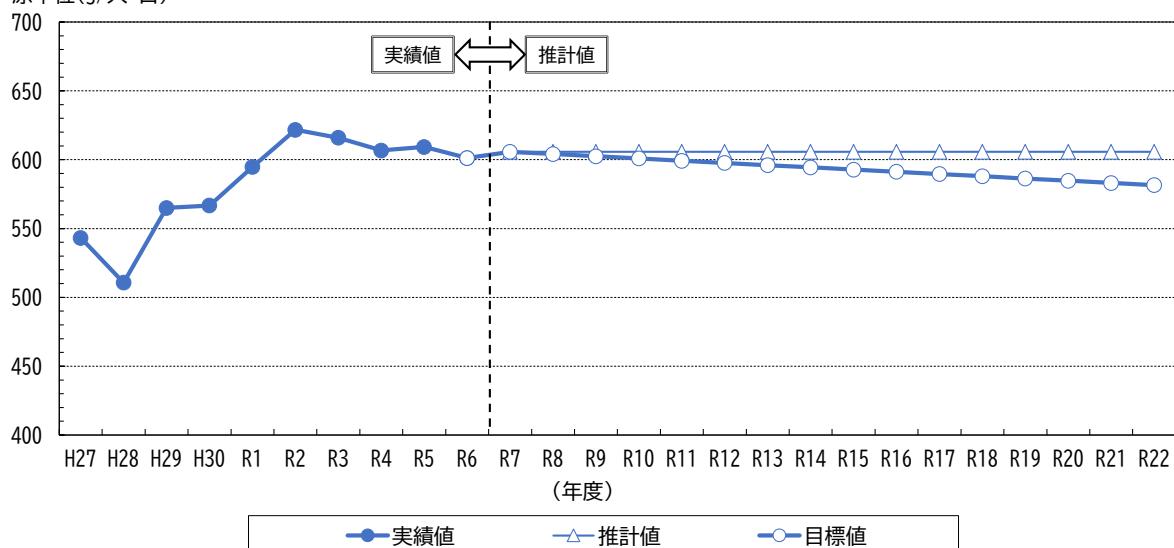


図 5-7 1人1日当たり生活系ごみ排出量の数値目標

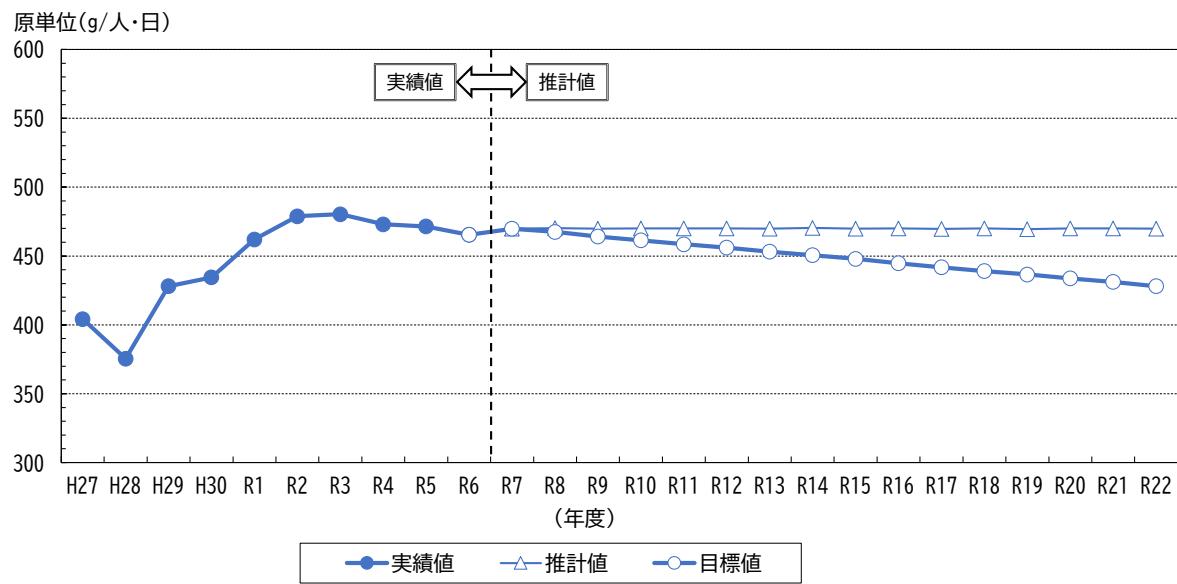


図 5-8 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値目標

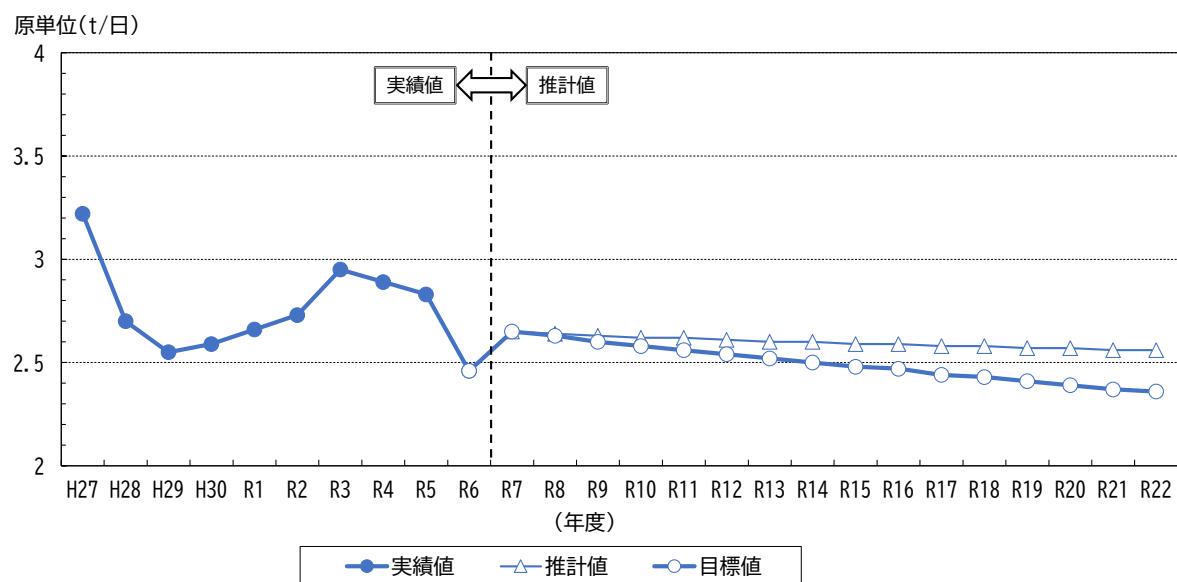


図 5-9 1日当たり事業系ごみ排出量の数値目標

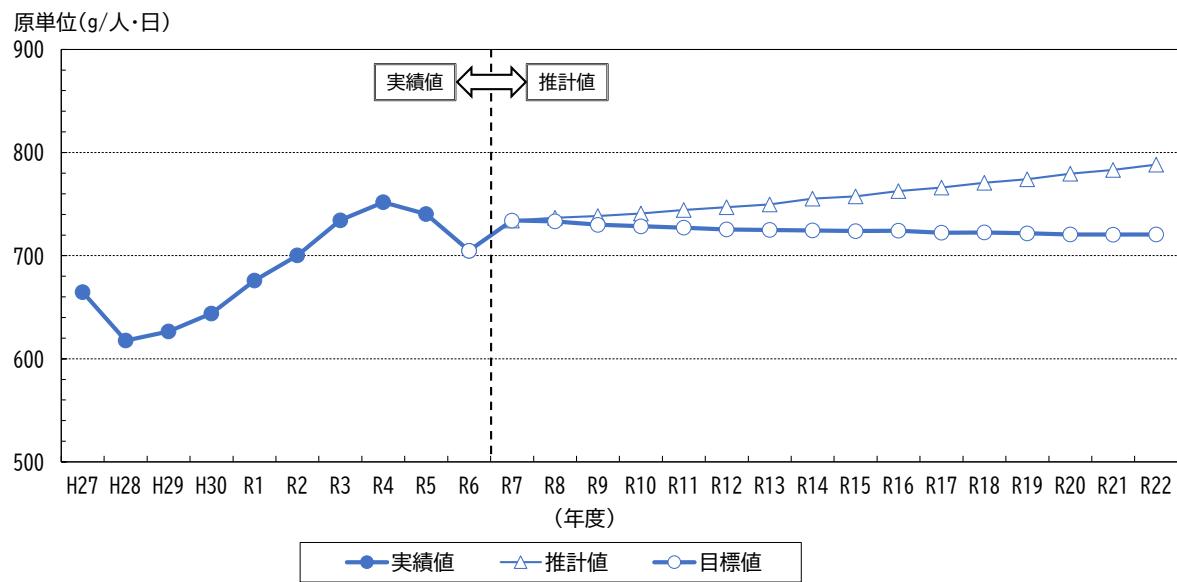


図 5-10 1人1日当たり焼却処理量の数値目標

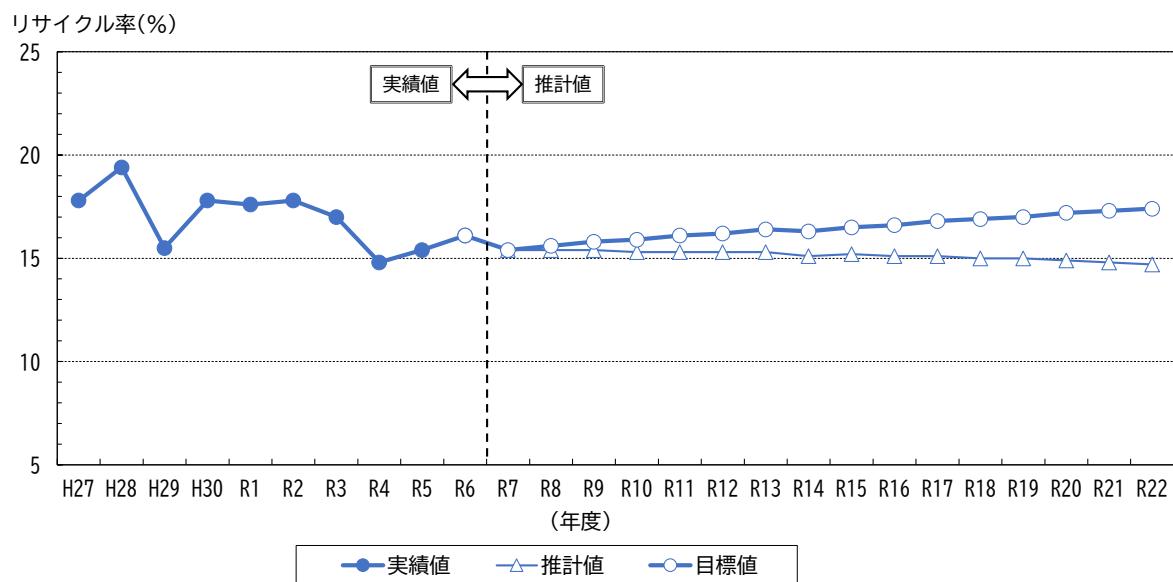


図 5-11 リサイクル率の数値目標

5 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画の体系図を図 5-12 に示します。

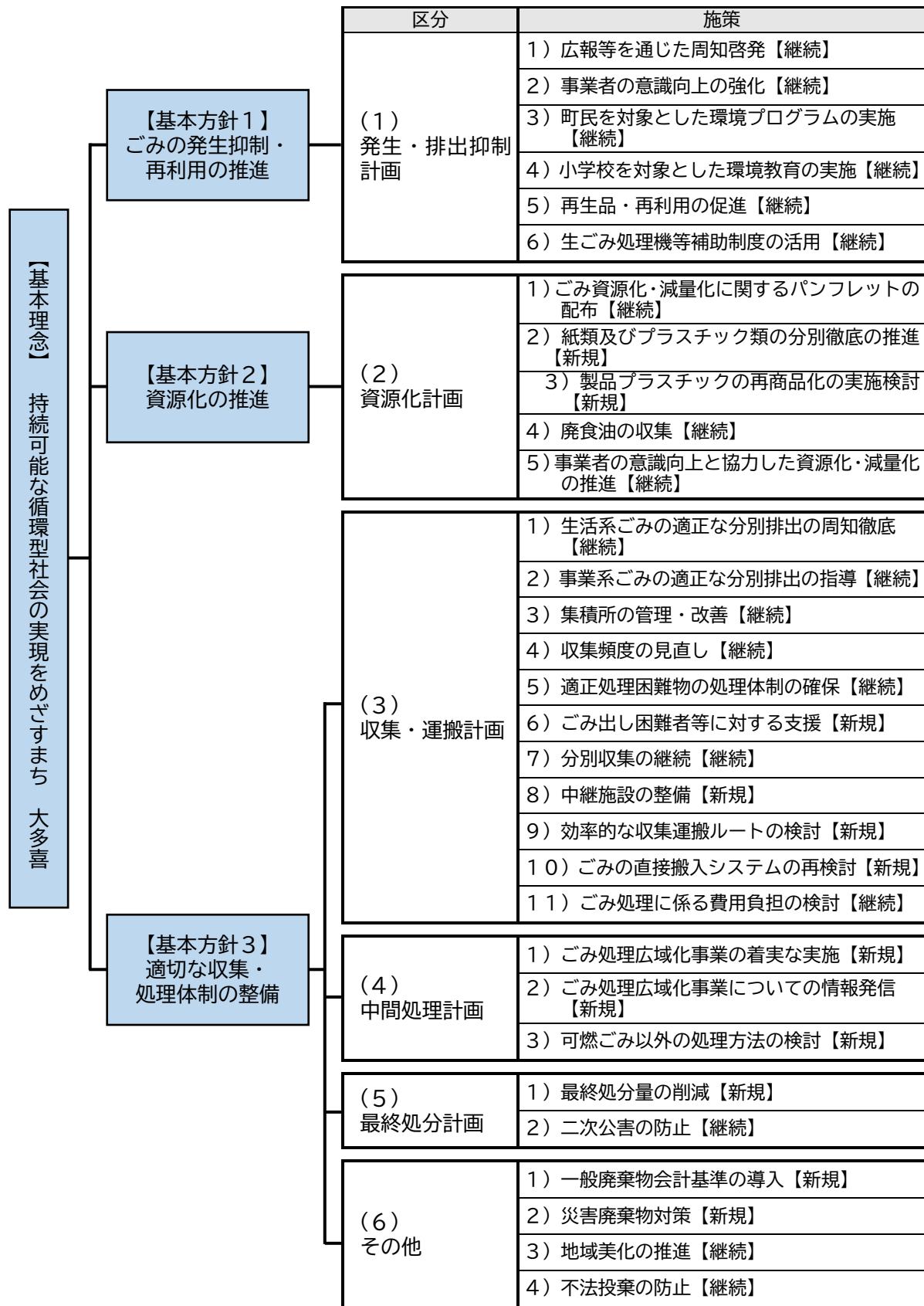


図 5-12 ごみ処理基本計画の施策体系図

(1) 発生・排出抑制計画

1) 広報等を通じた周知啓発【継続】

定期的に町広報紙にて分別への協力を依頼していますが、今後は、町ホームページやアプリ等を通じて、リサイクル、減量化、ごみ分別の徹底に関する情報を掲載し、周知啓発を行います。

2) 事業者の意識向上の強化【継続】

事業者に対し、本町のごみ処理の現状を認識してもらうとともに、利便性や経済性等だけに重点を置いた事業活動を見直し、資源化や再利用を見据えた商品の開発、包装の簡素化・適正化、従業員の意識の高揚化に努めるよう、指導を行います。また、一般廃棄物収集運搬許可業者と協力し、事業系ごみの資源化・減量化に更なる協力を促していきます。

3) 町民を対象とした環境プログラムの実施【継続】

ごみ処理に関する体験学習や講座の開設等、住民に対して学習の機会を継続的に提供します。また、町民等を対象に、定期的に焼却施設等のごみ処理施設の見学会を開催し、ごみ処理や資源化の現場を体験してもらうことにより、ごみ問題への意識の高揚を図ります。

4) 小学校を対象とした環境教育の実施【継続】

現在、小学4年生で廃棄物処理に関する授業をし、小学校では廃品回収を実施しており、今後とも、幼児期からリサイクルやごみ問題に対する意識を育成するため、各教育現場において、環境教育として積極的に取り組んでいきます。

また、小中学校におけるリサイクル活動を支援するため、リサイクルに関する作文や絵を募集し、広報への発表や表彰を行います。

5) 再生品・再利用の促進【継続】

公共活動全般について事務用品をはじめ再生品の使用に努めるとともに、不用品の活用など再利用の推進に努めます。また、町広報紙や町ホームページ等を通じて、必要な物だけを購入したり、不要品はアプリ等を用い売買を行うよう、啓発を行います。

6) 生ごみ処理機等補助制度の活用【継続】

引き続き、生ごみ処理機等補助制度及び家庭用生ごみ処理機の無料貸し出し制度を推進し、生ごみの排出抑制を推進します。

(2) 資源化計画

1) ごみ資源化・減量化に関するパンフレットの配布【継続】

ごみ資源化・減量化を推進するため、啓発用パンフレットを作成し、住民・事業者へ配布します。

2) 紙類及びプラスチック類の分別徹底の推進【新規】

リサイクル率を向上させるため、可燃ごみ等に含まれている資源化可能な品目のうち、可燃ごみ中に多く含まれる「紙類」及び「プラスチック類」について、重点的に分別徹底を図るとともに、必要に応じて資源ごみの分別区分の見直しを検討します。

3) 製品プラスチックの再商品化の実施検討【新規】

プラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）の発生量や組成、民間事業者の対応可否等を踏まえ、本町に最適な分別・排出及び収集運搬の方法等を調査し、製品プラスチックの再商品化の実施を検討します。

4) 廃食油の収集【継続】

廃食油は、平成14(2002)年12月より、原則として週1回、PETボトル、マーク製品とあわせて収集を実施しています。廃食油の収集を引き続き推進していきます。

5) 事業者と協力した資源化・減量化の推進【継続】

一般廃棄物収集運搬許可業者と協力し、事業系ごみの資源化・減量化に更なる協力を得るため、事業者に対する指導に努めます。

(3) 収集・運搬計画

1) 生活系ごみの適正な分別排出の周知徹底【継続】

現在、収集日については年1回「ごみ収集カレンダー」を作成、分別方法については「ごみの正しい出し方」を作成し、家庭、役場本庁・出張所に配布するとともに、町ホームページに掲載しています。今後とも本取組を継続し、ごみの適正な分別排出の周知・徹底を図るとともに、分別品目や収集方法等に変更があった場合は、隨時改定していきます。

2) 事業系ごみの適正な分別排出の指導【継続】

事業系ごみが生活系ごみに混入して排出されている場合や可燃ごみの中に金属類が混在し、処理施設のトラブルの一因となることがないよう、全ての事業所及び事業者に対して適正な排出や分別徹底の指導に努めます。

3) 集積所の管理・改善【継続】

ごみの集積所におけるカラスや猫等の動物によるごみの散乱問題について、自治会や集合住宅の管理者等に対し、適正な管理が行われるよう指導に努めます。

4) 収集頻度の見直し【継続】

現在、可燃ごみは週3回、ペットボトル・プラマーク製品・食用廃油は週1回、その他のごみについては月1回の収集としていますが、利便性や効率性の観点から現行の収集システムを検証します。

5) 適正処理困難物の処理体制の確保【継続】

適正処理困難物については、引き続き、処分先となる業者を紹介し、事業者の協力による処理体制を確保していきます。

6) ごみ出し困難者等に対する支援【新規】

高齢化・核家族化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者世帯等のごみ出し困難者の増加が懸念されています。介護や福祉の関係機関とも連携を図りながら、ごみ出し支援策を検討していきます。

7) 分別収集の継続【継続】

収集方式は、これまでどおり集積所収集方式（ステーション方式）、運搬は委託業者により行うことを基本としますが、広域化に伴い、ごみの分別区分の変更が生じる場合には、必要に応じて住民に説明会などを実施し、住民の理解と協力が得られるように努めます。

8) 中継施設の整備【新規】

ごみ処理の広域化に伴い、焼却処理施設が現行より更に遠方となるため、効率的な収集運搬を実現するため、中継施設の整備及び運用方法を検討します。

9) 効率的な収集運搬ルートの検討【新規】

ごみ処理の広域化に向けて、安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制を検討します。

10) ごみの直接搬入システムの再検討【新規】

環境センターでは、町民及び事業者によるごみの持込が行われています。住民の要望により月1回実施している休日（第2日曜日）受入の継続についても検討を行うとともに、ごみ処理の広域化後の直接搬入システムのあり方について、検討を行います。

11) ごみ処理に係る費用負担の検討【継続】

本町では、ごみ指定袋（有料）制及び持込ごみに対する手数料制を引き続き継続していくますが、ごみ処理の広域化に伴い経費の増大が想定されることから、必要に応じてごみ指定袋の購入費用及び持込ごみの手数料の見直しを検討します。

（4）中間処理計画

1) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新規】

令和14（2032）年度の広域処理に向けて、市原市及び夷隅郡市2市2町と連携し、着実に事業を進めます。

2) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新規】

ごみ処理広域化事業の概要、進捗状況、事業スケジュール等の情報について、町広報紙、町ホームページ等を通じて積極的に情報発信を行います。

3) 可燃ごみ以外の処理方法の検討【新規】

可燃ごみ以外の資源ごみ、不燃ごみ等については、現在本町の環境センターの資源化施設及びストックヤードにて、選別・圧縮、貯留・保管がなされています。可燃ごみ以外のごみの適正かつ効率的な処理に向け、新たな設備やストックヤード等の整備も含めて検討します。

（5）最終処分計画

1) 最終処分量の削減【新規】

分別の徹底、減量化努力等により最終処分量の削減に努めるとともに、市原市及び夷隅郡市2市2町と連携して、焼却残渣（焼却灰、不燃物）のエコセメント化や環境センターにおける資源回収及び可燃物の選別・焼却処理などできるだけ埋立対象物の削減を図るものとします。

2) 二次公害の防止【継続】

最終処分の対象は、ガラスくずなどの安定した不燃物などとし、埋立物の飛散や埋立物による二次公害を発生させないものとします。

(6) その他

1) 一般廃棄物会計基準の導入【新規】

一般廃棄物会計基準は、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析等を行うもので、当該基準を活用することにより、本町が行う一般廃棄物処理事業に係る会計の客観的な把握が可能となります。今後、一般廃棄物会計基準に基づく財政書類の作成を行い、経済的に効率的な事業となるよう努めます。

2) 災害廃棄物対策【新規】

風水害や地震等の自然災害によって発生した災害廃棄物は、町災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正に処理を行い、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興を目指します。

3) 地域美化の推進【継続】

現在、ごみゼロ運動や会計年度任用職員が実施する毎週木曜日の町内の美化清掃活動を今後も継続していくとともに、地域内における清掃や美化運動などの地域活動を支援・促進していきます。

4) 不法投棄の防止【継続】

現在、各地区に不法投棄監視員 10 名を設置することにより、地域内の不法投棄をパトロールで監視し発見に努めています。引き続き、パトロール活動を充実させるとともに、関係機関の協力を得て不法投棄を防止していきます。

(7) 施策の実施スケジュール

本計画で定めた施策の実施スケジュールを表 5-11 にまとめます。

表 5-11 施策の実施スケジュール

年 度 項 目	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
発生・排出抑制計画															
広報等を通じた周知啓発															
事業者の意識向上の強化															
市民を対象とした環境プログラムの実施															
小学校を対象とした環境教育の実施															
再生品・再利用の促進															
生ごみ処理機等補助制度の活用															
資源化計画															
ごみ資源化・減量化に関するパンフレットの配布															
紙類及びプラスチック類の分別徹底の推進															
製品プラスチックの再商品化の実施検討															
廃食油の収集															
事業者と協力した資源化・減量化の推進															
収集・運搬計画															
生活系ごみの適正な分別排出の周知徹底															
事業系ごみの適正な分別排出の指導															
集積所の管理・改善															
収集頻度の見直し															
適正処理困難物の処理体制の確保															
ごみ出し困難者等に対する支援															
分別収集の継続															
中継施設の整備															
効率的な収集運搬ルートの検討															
ごみの直接搬入システムの再検討															
ごみ処理に係る費用負担の検討															
中間処理計画															
ごみ処理広域化事業の着実な実施															
ごみ処理広域化事業についての情報発信															
可燃ごみ以外の処理方法の検討															
最終処分計画															
最終処分量の削減															
二次公害の防止															
その他															
一般廃棄物会計基準の導入															
災害廃棄物対策															
地域美化の推進															
不法投棄の防止															

6 目標達成時の各量の見込み

(1) 収集・運搬量

目標達成時における収集・運搬量の見込みは、表 5-1-2 及び図 5-1-3 に示すとおりです。

表 5-1-2 収集・運搬量の見込み（目標達成時）

年 度		R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
項目	年 度			
生活系ごみ	収 集	1,576	1,439	1,259
		可燃ごみ	1,115	993
		資源ごみ	349	343
		不燃ごみ	112	103
事業系ごみ	直接搬入	可燃ごみ	837	846
環境センターから焼却施設への搬入分（可燃物）		114	97	86
合 計		2,527	2,382	2,142

※「環境センターから焼却施設への搬入分（可燃物）」は、R6～R13 は環境センターからいすみ市焼却施設まで、R14 以降は中継施設から市原市焼却施設までの運搬量です。

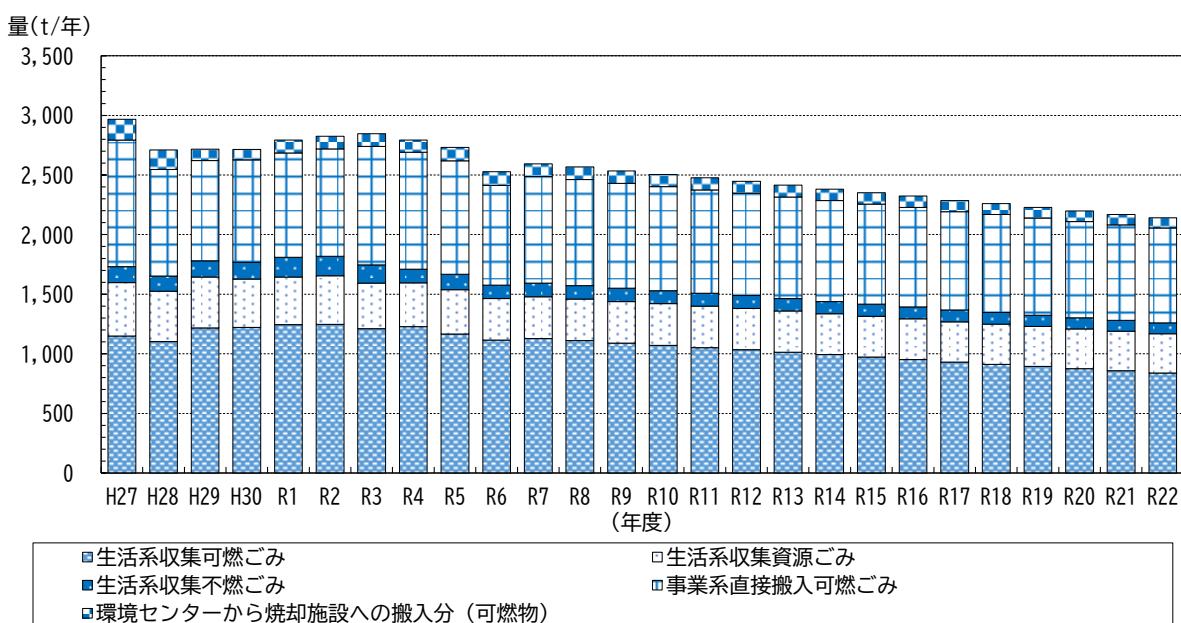


図 5-1-3 収集・運搬量の見込み（目標達成時）

(2) 中間処理量

1) 焼却処理量

目標達成時における焼却処理量の見込みは、表 5-1-3 及び図 5-1-4 に示すとおりです。

表 5-1-3 焼却処理量の見込み（目標達成時）

項目	年 度			(単位: t/年)		
		R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)		
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	1,115	993	839	
事業系ごみ	直接搬入	可燃ごみ	837	846	797	
環境センターから焼却施設への搬入分(可燃物)			114	97	86	
合 計			2,067	1,936	1,722	
1人1日当たり焼却量 (g/人・日)			705	725	721	

※「環境センターから焼却施設への搬入分(可燃物)」は、環境センター（ストックヤード）での選別等の過程で発生する可燃物です。

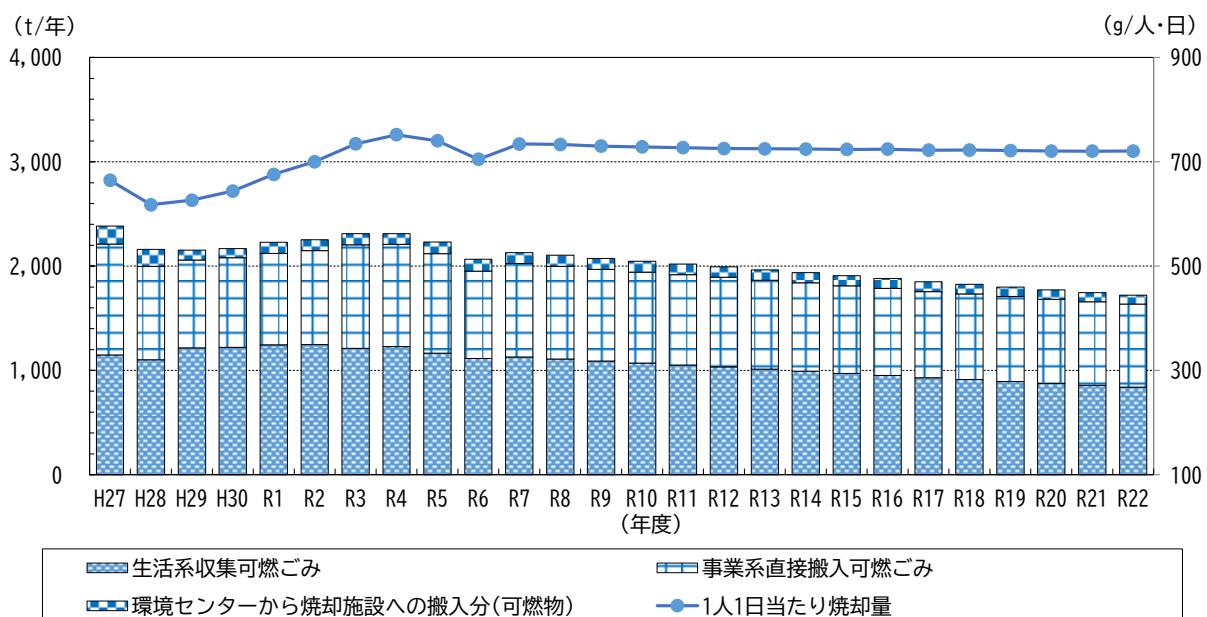


図 5-1-4 焼却処理量の見込み（目標達成時）

2) 環境センターにおける処理量

目標達成時における環境センターにおける処理量の見込みは、表 5-14 及び図 5-15 に示すとおりです。また、環境センターにおける資源化量の見込みは、表 5-15 に示すとおりです。

表 5-14 環境センターにおける処理量の見込み（目標達成時）

(単位: t/年)

項目	年 度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
可燃ごみ	69	53	46	
	生活系直接搬入可燃ごみ	56	39	33
	事業系直接搬入可燃ごみ	13	14	13
資源ごみ	407	392	375	
	生活系資源ごみ	398	384	367
	事業系資源ごみ	9	8	8
不燃ごみ	233	217	194	
	生活系不燃ごみ	193	172	151
	事業系不燃ごみ	40	45	43
合 計	709	662	615	

※可燃ごみの生活系直接搬入可燃ごみ及び事業系直接搬入可燃ごみは、R6～R13まで環境センター、R14以降は中継施設へ搬入予定です。

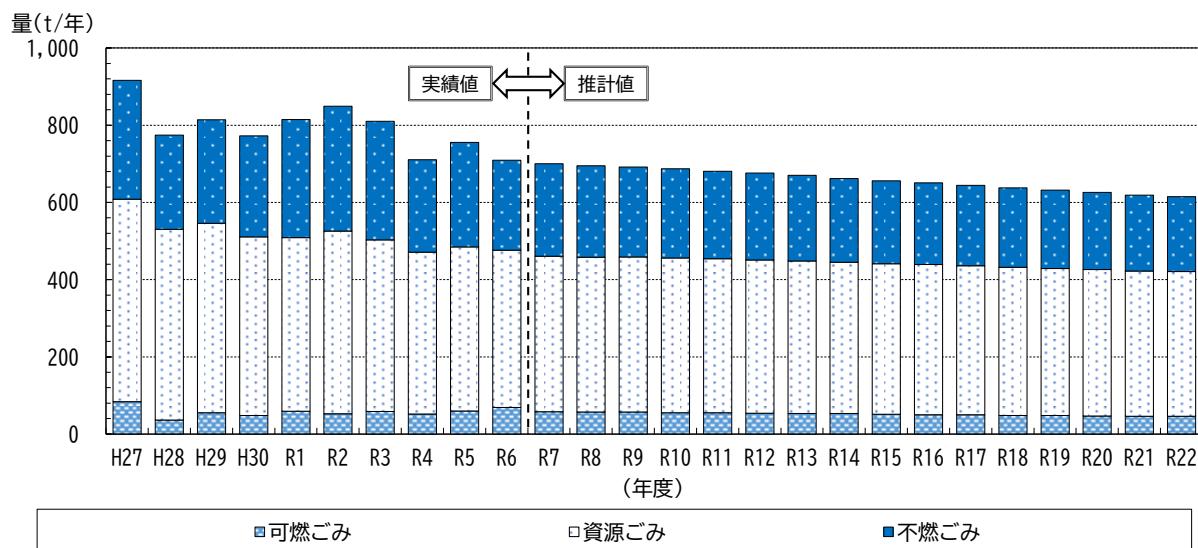


図 5-15 環境センターにおける処理量の見込み（目標達成時）

表 5-15 環境センターにおける資源化量の見込み（目標達成時）

(単位: t /年)

項目	年 度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
資源化量	P E T	42	33	29
	プラスチック類	18	25	36
	缶	32	26	24
	アルミ缶	15	12	11
	スチール缶	17	14	13
	びん	43	40	35
	紙類	201	198	191
	新聞	50	49	47
	雑誌	71	72	70
	段ボール	79	77	74
	牛乳パック	0	0	0
	古着	20	18	17
	焼却灰	270	253	225
	粗大鉄	33	32	28
	アルミガラ	5	4	4
	廃食油	2	2	1
	B D F	0	0	0
	ガラス陶器類	34	30	27
	合 計	699	661	617
資源化率 (%)	全体	429	408	392
	焼却灰除く	26.3	26.4	27.4
	焼却灰除く	16.1	16.3	17.4

(3) 最終処分量

目標達成時における最終処分量の見込みは、表 5-16 及び図 5-16 に示すとおりです。

表 5-16 最終処分量量の見込み（目標達成時）

（単位：t/年）

項目	年度	R6(2024) (実績値)	R14(2032) (中間目標年度)	R22(2040) (計画目標年度)
粗 大		137	125	109
小型家電		28	26	23
廃蛍光管・蛍光管		6	5	5
合 計		171	156	137

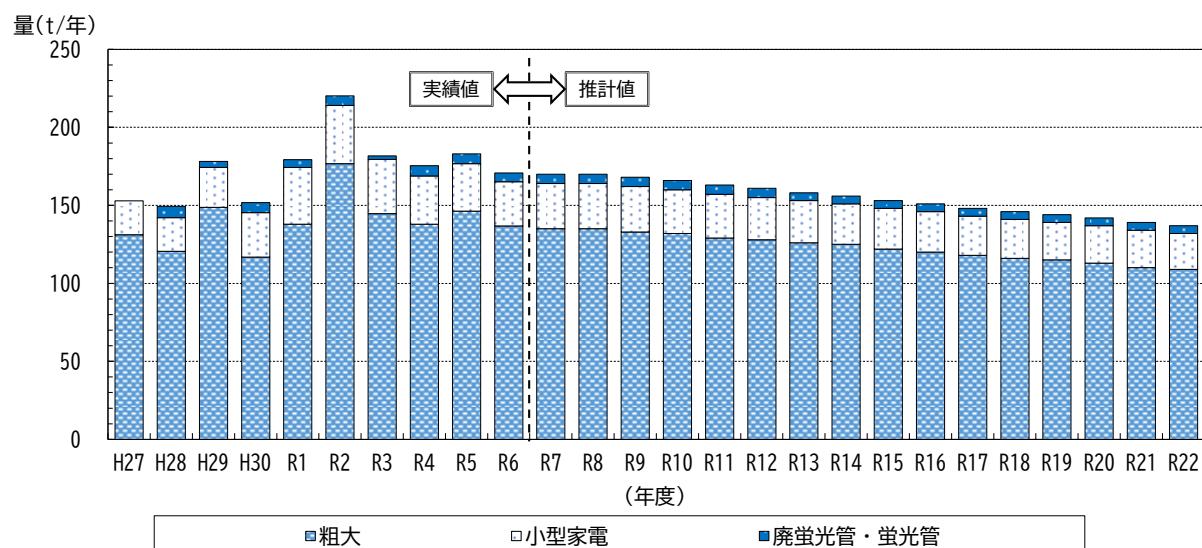


図 5-16 最終処分量量の見込み（目標達成時）

第6章 計画の進行管理及び見直し

1 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。PDCAサイクルに基づく実施体制を図5-17に示します。

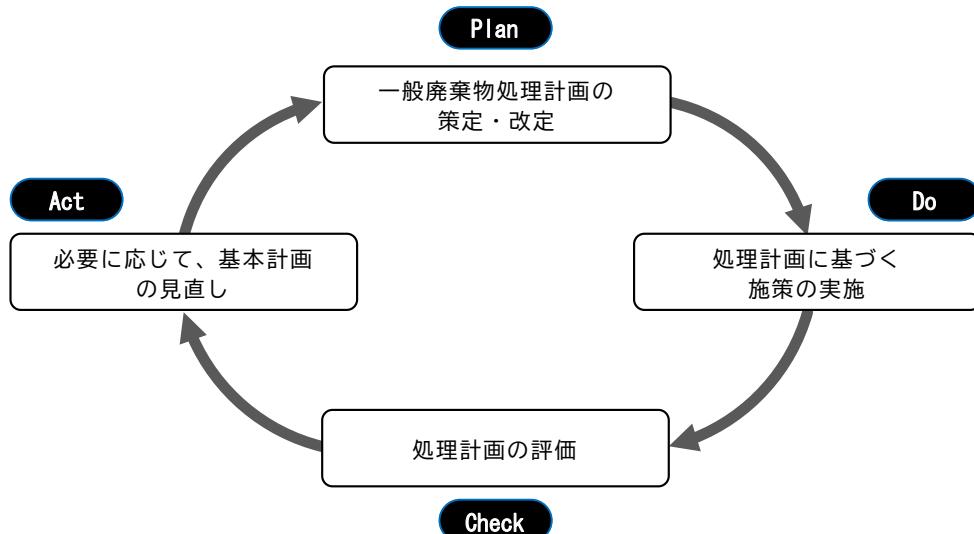


図 5-17 PDCAサイクルに基づく実施体制

2 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、表5-17に示すごみ減量化・資源化目標については、年度ごとに実態把握を行い、達成状況の確認を行います。また、施策の進捗状況を整理し、課題を抽出するとともに、施策の効果を検証します。検証結果を踏まえ、確実に目標が達成されるよう、現行施策の拡充または新たな施策展開を行います。

表 5-17 本計画の数値目標の指標

計画	指標
ごみ処理基本計画	・1人1日当たり生活系ごみ排出量(g/人・日)
	・1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人・日)
	・1日当たり事業系ごみ排出量(t/日)
	・1人1日当たり焼却量(g/人・日)
	・リサイクル率(%)

3 計画の見直し

施策の進捗状況等を踏まえ、中間目標年度に計画の点検・評価を行います。また、本町のごみ処理体制の変更や施設整備の進捗、法制度の改正、新法の施行など、情勢の変化を踏まえ必要が生じた場合には、状況に応じて見直しを行うものとします。